

2000年3月

ドメスティック・バイオレンス家庭における 女性と子どもの被害

-DVと子どもの虐待の関連及び暴力の連鎖の実態について-

友田 尋子

大阪市立大学看護短期大学助教授

梶山 寿子

ジャーナリスト

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

無断転載を禁じます。

(財)女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

2000年3月発行

この報告書は、アジア女性基金が梶山寿子氏と友田尋子先生に委託した「ドメスティック・バイオレンス家庭における女性と子どもの被害」についてのアンケート調査結果の分析報告です。

目 次

はじめに	1
I 本調査の背景	2
II 本調査の概要	4
III 本調査の結果	5
1 回答者について	5
2 回答者が受けた暴力について	8
3 子どもについて	24
まとめ	35
IV まとめと考察	37
1 調査の結果と欧米の研究結果との比較	37
2 日本における子どもの虐待とDVの関係	39
3 今後の課題と総括	42
付録資料 アンケート用紙	45

はじめに

夫婦や恋人など、親密な関係にあるパートナーからの暴力（身体的、精神的、経済的、性的なものを含む）をドメスティック・バイオレンス（以下、DVと略す）と呼ぶ。欧米社会では、この暴力は深刻な犯罪であると同時に重大な社会問題だと認識されており、1970年代から対策が進められてきた。殴る、蹴る、階段から突き落とす、首をしめる、「殺すぞ」と刃物で脅す……といった暴力行為は言うに及ばず、相手の行動を監視して自由を奪う「ストーカー」行為、電話も取り次がず外出も許さないなど、加害者の行動は多岐にわたる。もちろん、被害者の受けるダメージも身体的なものだけではなく、長年にわたり過度の緊張と恐怖にさらされた結果、精神的なトラウマを抱えたり、慢性疾患を患うケースも多い。また、加害者の暴力は女性（妻、恋人）だけでなく、その子どもにも及ぶのである。

「3人にひとりの女性がパートナーからの身体的暴力を体験した」という東京都の調査（98年発表）が、日本の家庭にもDVが普遍的に存在することを証明し、社会に警鐘を鳴らしたことは記憶に新しい。

欧米諸国だけでなく、近隣のアジア諸国に比べても対策におくれが目立つわが国でも、問題の根絶をめざし、ようやく行政などが動き始めた。99年5月には、男女共同参画審議会が女性への暴力根絶に向けた基本方策をまとめた答申を小渕首相に提出。さらに、同年7月には、参議院の「共生社会に関する調査会」がこの問題に関する中間報告をまとめ、当面取り組むべき課題について参院本会議で提言を行った。また、同年12月、ストーカーやドメスティックバイオレンスなどの行為に対し積極的に対応していくよう、警察庁が全国の警察本部に指示を出したことは、これまでになかった画期的な動きとして関係者の注目を集めている。

こうした流れの中、「DV対策法」の制定などを含め、徐々に論議が高まっているものの、いまだに具体的な対策実施には至っていないのが実状である。昨年秋、総理府が初の全国実態調査（男女4500人対象）を実施し、深刻な実態の一部が明らかになった。有効な対策を検討、実施するためにも、正確な調査・研究がさらに行われ、実態の把握が進むことが必要なのはいうまでもない。

I 本調査の背景

ドメスティック・バイオレンスは女性問題として取り扱われることが多いが、被害者は女性だけに留まらない。加害者（バタラー）の暴力や虐待はパートナー（妻）だけでなく、その子どもにも向けられる。また、本人が直接被害を受けなくとも、ドメスティック・バイオレンスのある家庭に育ち、（母）親が暴力を受けるのを目撃した子どもたちは、心に大きな傷を負う。欧米の研究によると、トラウマを抱えた子どもたちは暴力的で問題を解決する方法を身につけるだけでなく、不安や恐怖から常にびくびくしたり、うつ状態や無気力になり、睡眠障害や頭痛、胃痛など心身の不調を訴えるとされている。その症状や程度は、子どもの年齢や家族構成などによって異なるという。

もっとも悲劇的なのは、こうした子どもたちが次世代の暴力の加害者（あるいは被害者）となる「暴力の連鎖、暴力の再生」である。アメリカの調査では、バタラーの85%が、自身が子どもの頃、DVのある家庭で育ち、親から虐待を受けたか、あるいはDVを目撃しているという。また、パートナーから暴力を受けた被害女性（バタードウーマン）の3分の1が、子どもの頃、母親が父親に虐待されるのを目撃して育ったとの報告もあるのだ。

さらに、DVとチャイルド・アブュース（子どもの虐待）の関連性も忘れてはいけない。

過去の欧米の研究を見れば、DVと子どもの虐待を切り離して考えられないことは明らかである。1975年、イギリスのシェルターで行われた調査によると、パートナーを虐待するバタラーの54%は子どもも虐待しており、バタードウーマンの37%が子どもを虐待していた。（注1）アメリカで行われた別の調査では、バタラーの70%が妻だけでなく、その子どもも虐待していたという結果が発表されている。（注2）

虐待はしばしば突発的な殺人にも発展する。子どもが巻き添えとなり母親とともに殺害されるケースもアメリカでは数多く報告されているが、母親が父親の手によって殺害される現場を目撃するだけでも、子どもにとっては深刻な被害をもたらす。悲惨な経験がその後の子どもの人生を困難にすることは言うまでもない。

被害の実態が表面化するに従い、日本でもようやく子どもの虐待がクローズアップされてきたが、DVの視点を持つ調査や報道はあまり見受けられない。だが、実際は妻を虐待する夫が子どもにも手を上げたり、精神的に疲弊し追いつめられたバタードウーマンが自分の子どもを虐待してしまう例は日本でも枚挙にいとまがない。

また、青少年の犯罪についても、DVとの関連が重要視されている。自身が虐待を受けた子どもやDVのある家庭で育った子どもが、将来何らかの形で犯罪を冒してしまう率は非常に高い。例えば、最近のアメリカの統計によると、連続殺人犯の100%が子どもの頃虐待を受けたか、あるいは家庭内でDVを目撃したというのだ。一方、母親や自分に暴力をふるう父親を憎み、バタラーを殺してしまう子ども（主に少年）も多い。アメリカには11歳から20歳までの少年殺人犯の63%が、母親を虐待した父親や義父を殺害したケースだといわれている。（「Breaking the Cycle, Inc.」のWeb page より）

そして、同様の犯罪は日本でも繰り返されている。例えば、99年3月には、名古屋で中学3年生の男児が「母親をいじめる義父が憎くてしょうがなかった」として、義父を殺害、自首して

いる。また同じ時期、香川県でも、父親の暴力に耐えかねた大学生がおのゝで父親を殺害、逮捕される痛ましい事件が起こっているのである。

近年アメリカでは、バタードウーマンの子どもたちに焦点を絞った調査、研究が目立つようになった。その結果を受け、子どもに直接身体的暴力が及ばなくとも、家庭の中でDVを目撃させてしまったこと自体を一種の子どもの虐待と捉え、両親の責任を問うことも一般化しつつある。また、暴力の世代間連鎖を断ち切るため、教育の現場では幼児教育の段階から、暴力の予防プログラムに力が入れている。

一方、日本社会では、ドメスティック・バイオレンスと子どもの問題の関連を指摘する声は少なく、それを実証する本格的な調査・研究も行われていない。考察を深め、「暴力の連鎖」を断ち切るための取り組みへと進むためには、まず日本の実態を知る必要がある。日本におけるDVと子どもの虐待の関連、「暴力の世代間連鎖」の実態をさぐるため、この調査を実施した。

なお、今回のアンケート調査は、次回に予定されている（サンプル数を増やした）調査に向けてのプレ調査として位置づけられたものである。（文責・梶山）

注1・Gayford, J. (1975). Wife battering: a preliminary survey of 100 cases. British Medical Journal, 1

注2・Bowker, L. H., Arvitell, M., & McFerron, J. R. (1988). On the relationship between wife beating and child abuse. In. K. Yllo & M. Bograd (Eds). (1988). Feminist Perspectives on Wife Abuse

II 本調査の概要

調査目的

ドメスティック・バイオレンス（以下DVと略す）の被害はパートナー間だけでなく、その子どもにも及ぶ。また子ども本人が直接被害を受けなくとも、DVの家庭に育ち、親が暴力を受けるのを目撃した子どもたちは、心に大きな傷を負い、それが次世代の暴力へとつながっていることが、欧米の研究などで明らかとなっている。

だが、日本ではこれらの問題がようやくクローズアップされてきたところであり、暴力の連鎖を断ち切るための具体的な対策は何ら取られていない。そればかりか、DVと子どもの虐待問題とが密接に関連しているという見解も一般的ではなく、この問題に焦点をあてた調査や研究も行われていない。

日本のDV家庭における子供の被害事態を明らかにし、具体的な対策への足がかりとするため、本調査を実施した。なお、今回の調査は、本格的な実態調査を実施するためのプレ調査である。

調査方法および調査期間

1999年11月4日、東京国際フォーラムで行われた「DVセミナー・女性への暴力のない社会をめざして」に参加した人々を主な対象としてアンケート調査を実施した。

調査方法は当日参加した参加者約250名に、資料と同様に質問票を配布、フォーラム終了後に、回収箱への任意の回収とした。

質問票を持ち帰った参加者やその他の協力者からは後日郵送による回収も行った。

調査対象

11月4日のセミナーは、事前に東京近郊で掲示ポスター、電車内の吊り広告、および雑誌広告によって告知を行い、参加申し込みをした参加者を対象とした。つまり無作為抽出ではなく、積極的なDV認識の高い協力者に限定されている。

調査内容

DVの被害を受けた経験者、子どもの頃にDVを目撃した経験者、DVの被害を受けさらに子どもにまで虐待を受けている家庭にいる被害者に対して、暴力を以下のように定義付けて、調査票（巻末に掲載）を配布し、回答してもらった。

暴力定義

「暴力」を次の4つに分類し、定義する。

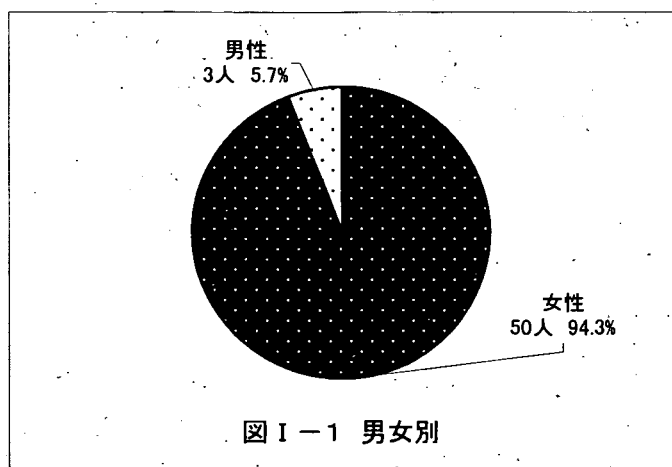
- 1 殴る蹴るなどの身体的に加えられる身体的暴力
- 2 罵ったり、中傷されたりする精神的暴力
- 3 意思に反し、セックスを強要されるなどの性に関する性的暴力
- 4 社会的に孤立させられたり、生活費を渡さないなどの経済的・社会的暴力

ただし、これらの分類はあくまでも便宜的のものであり、判断の付かない場合には「その他」の欄に自由記述とする。

Ⅲ 本調査の結果

1 回答者について

回答者は53名であった。女性94.3%（50人）、男性5.7%（3人）であった（図Ⅰ-1）。欧米の報告にDVの被害者のうち女性が95%、男性5%の比率であるという結果報告もあり、本調査と一致した結果であった。

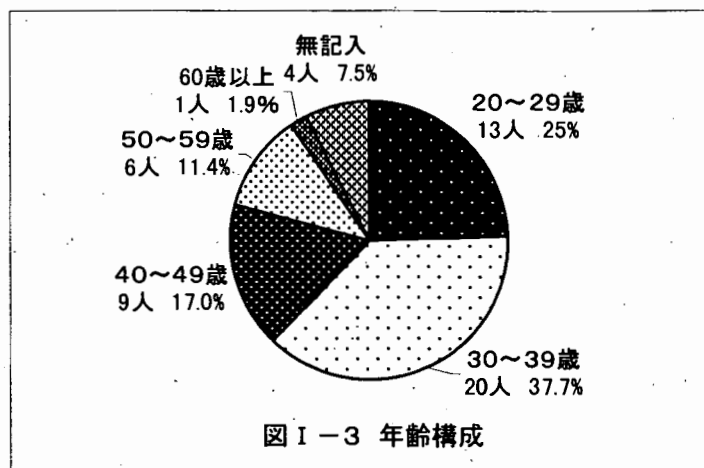


回答者は、東京都を中心とした発信であったため、主に関東地方に分布していた。東京都35.8%（19人）が最も多く、続いて埼玉県の17.0%（9人）、千葉県の15.1%（8人）神奈川県11.3%（6人）であった（表Ⅰ-2）。つまり、関東が73.0%、近畿が5.7%と、回答者は大都市圏で多くなっていた。

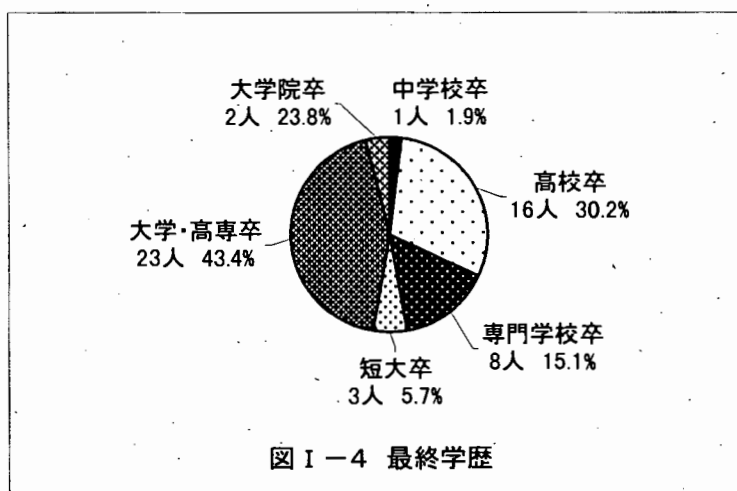
表1 居住地

	人	%
東京	19	35.8
埼玉	9	17
千葉	8	15.1
神奈川	6	11.3
大阪	2	3.8
岡山	1	1.9
新潟	1	1.9
栃木	1	1.9
山梨	1	1.9
茨城	1	1.9
和歌山	1	1.9
無記入	2	3.8
合計	53	100

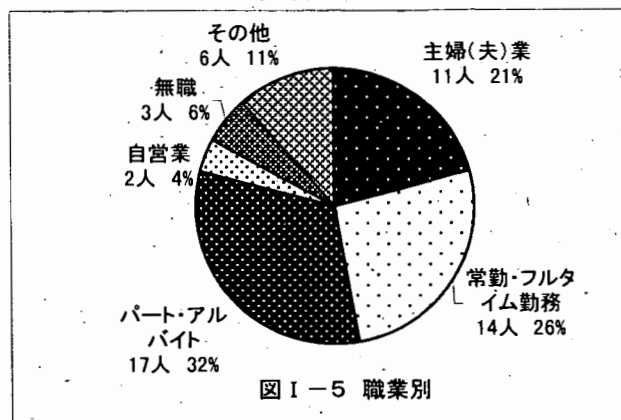
年齢は、20 歳代から 60 歳以上まで分布し、30 歳代が 37.7% (20 人) を占めていた。続いて 20 歳代の 24.6% (13 人)、40 歳代が 17.0% (9 人)、50 歳代が 11.4% (6 人) であった (図 I-3)。平均年齢は 37.4 歳であった。



回答者の最終学歴は、大学・高専卒業の 43.4% (23 人) が最も多く、続いて高校卒業の 30.2% (16 人) であった (図 I-4)。つまり、高等教育終了した者 (短期大学・専門学校以上) が 68% と、相対的に学歴の高い人からの回答であった。「夫 (恋人) からの暴力」調査研究会による 1993 年に日本で初の『夫・恋人からの暴力についての調査研究』では、回答者の最終学歴が高等教育を終了したものが 6 割強という結果であった。1997 年に実施されたフェミニストカウンセリング界による『夫・恋人 (パートナー) 等からの暴力について』では、回答者の最終学歴が高等教育を終了したものが 60.3% という結果であった。この結果、DV被害者の 6 割強が高学歴者傾向であることがわかった。



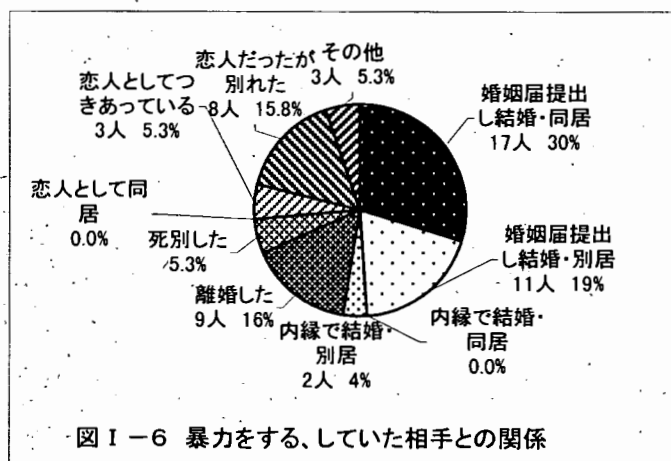
就労状況は、常勤・フルタイムが26.4%（14人）、自営業3.8%（2人）、パート・アルバイトが32.1%（17人）と、何らかの職業についている人が6割以上であった（図I-5）。



〔6〕 暴力をする、していた相手との関係は、「婚姻届を出し、結婚・同居している」が30%（17人）、「婚姻届を出し、結婚・別居している」が19%（11人）、「離婚した」が16%（9人）であった。つまり、法律婚関係にあるのは65%である。「恋人として同居している」、「内縁で同居している」は、どちらも0%であった。「恋人関係である」、「恋人関係であった」関係のうち、別れた者が15.8%（8人）、現在もつき合っている者が5.3%（3人）であった（表2）。暴力をする、していた相手との同居の有無状況は、7割弱の人が別居していた。

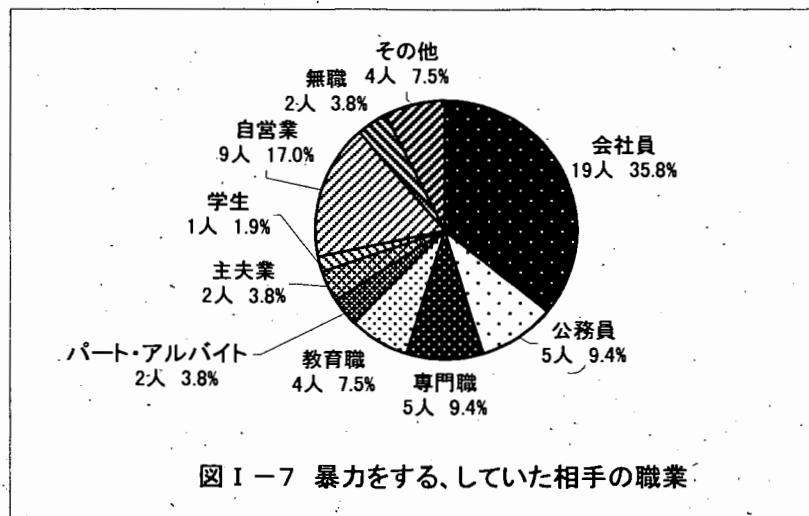
表2 暴力をする、していた相手との関係

関係	(%)
婚姻届け・有り・同居	17(32.1)
婚姻届け・有り・別居	11(20.8)
内縁・別居	2(3.8)
離婚した	9(17.0)
恋人・つきあい	3(5.7)
恋人・別離	8(15.1)
その他	3(5.7)
合 計	53(100)



この結果から、暴力をする、していた相手は、夫が64.2%（34人）、元夫が7.5%（4人）と、元夫も含めると夫が71.7%であった。妻が1.9%（1人）、元妻が3.8%（2人）で、回答した男性の場合は、妻または元妻が100%であった。元恋人が11.3%（6人）、恋人が9.4%（5人）と、婚姻がない場合でも20.7%の人が暴力を受けていた（図II-1）。

〔7〕 暴力をする、していた相手の職業は、会社員が最も多く、35.8%（19人）、続いて自営業の17.0%（9人）で、公務員9.4%（5人）、専門職9.4%（5人）、教育職7.5%（4人）であった（図I-7）。つまり、暴力をする相手の84%の人が、何らかの職業に就いていた。

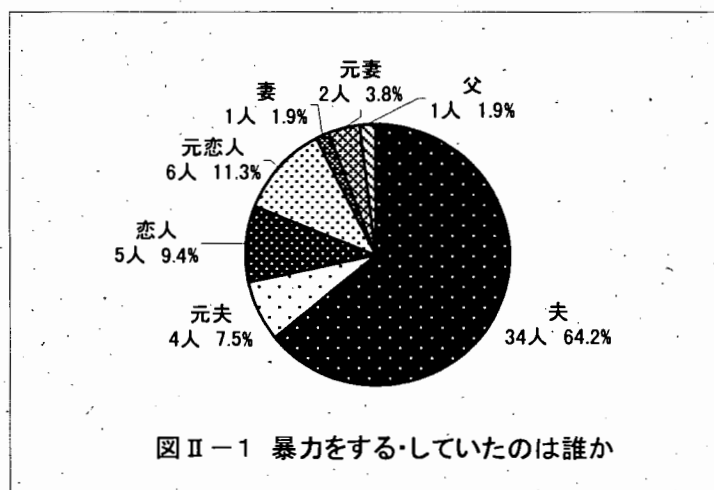


2 回答者が受けた暴力について

〔1〕暴力をふるう（またはふるっていた）のは誰か

「暴力をふるっている、またはふるっていた人は誰ですか」

「夫」64.2%（34人）、「元夫」7.5%（4人）からの暴力をあわせると71.7%であり、続いて「元恋人」11.3%（6人）、「恋人」9.4%（5人）の順であり、親密な関係ある、または関係にあった人からの暴力が多かった。（図Ⅱ－〔1〕）



〔2〕暴力の内容

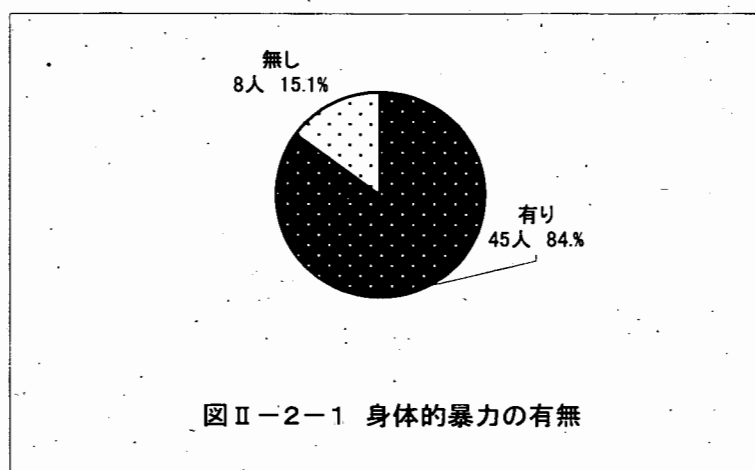
「暴力について、経験のある者すべてに○をつけてください。」

1. 身体的暴力について（複数回答）

身体的暴力を受けていると答えた人は84.9%（45人）であり、8割以上の人々が身体的な暴力を受けていた。その内容として「平手やげんこつで殴る」79.2%（42人）、「突き飛ばす」64.2%

(34人)「蹴る」58.5% (31人)、「胸ぐらをつかむ」54.7% (29人)、は全て5割を超えている。反対に、「火傷をさせる」5.7% (3人)、「縛り付ける」3.8% (2人)、「刃物で刺す」3.8% (2人)等は1割を下回っていた。(図Ⅱ-2-1)

「その他」の項目については、「身体の上に乗り身体を畳みにつけ、髪の毛をつかみたたきつける」、「髪をもち振り回す」、「物を投げつける」、「踏みつける」、「押し倒す」、「寝ている時に頭から水をかけられる」、「灯油もかけると脅される」、「階段から突き落とされる」、「引きずられる」、「逃げようとする」と逃がさないように暴力をふるい 110 番さえもできない」、「受話器で殴る」、「椅子に座しているとき突然椅子をひっくり返す」などであった。「その他」では、選択項目以外の暴力が多数あげられており、身体的暴力の内容が多岐にわたっていることがわかった。



身体的暴力の内容	人	%
平手・げんこつでなくる	42	79.2
物で殴る	17	32.1
蹴る	31	58.5
胸ぐらをつかむ	29	54.7
腕をねじあげる	19	35.8
突き飛ばす	34	64.2
首を絞める	22	41.5
縛り付ける	2	3.8
髪を引っ張る	20	37.7
たばこの火を押しつける・火傷させる	3	5.7
刃物などで刺す	2	3.8
その他(下記参照)	8	15.1

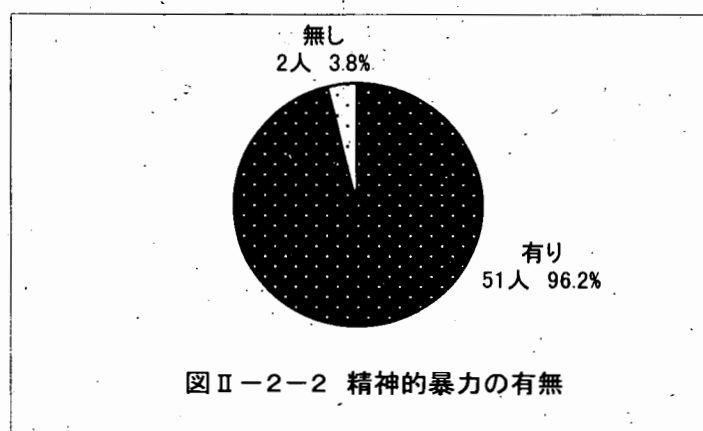
2. 精神的暴力について(複数回答)

精神的暴力を受けていると答えた人は96.2% (51人)であり、身体的暴力を上回っていた。

その内容としては、最も多いものは「中傷する」86.8% (46人)であり、「物を壊す」60.4% (32人)、「暴力をふるうふりをして脅す」49.1% (26人)、「殺すなどと脅迫する」、43.4% (23人)、「大切な物・人・ペットを傷つける」43.4% (23人)、「食わせてやっていると言う」41.5%

(21 人)「何を言っても相手にせず、無視する」39.5% (21 人)、「刃物などを突きつける」24.5% (13 人)であった。(図Ⅱ-2-2)

「その他」の項目については、「夜中に何時間も怒鳴る」、「職場に電話をして帰宅させる」、「道に寝ころんで死ねと言われる」、「車でスピードをだす」、「車から降ろしてくれるように言っても降ろさない」、「私の親、兄弟を非難する」、「家をぶちこわすとか、抵当に入れるとか言う」、「子どもの前でふれて欲しくない心の傷をわざと言う」、「いつもお前が悪い、煮ても焼いてもこっちの勝手と言う」、「食えること寝ることが悪いことのようにと言われる」、「意見が食い違ふとこれだけ言ってもわからないなら殴ってやろうかと家族も含めてと言われる」、「大きな声を出す」、「子どもを楯にする」、「子どもの前で汚い顔だ、ババアだとかを言う」、「夫婦げんか中、姑が入って来て息子の味方をする、愛人とともに嫌がらせをする」などであった。「その他」では、選択項目以外の暴力が多数あげられており、精神的暴力においてもその内容は多岐にわたっていることがわかった。



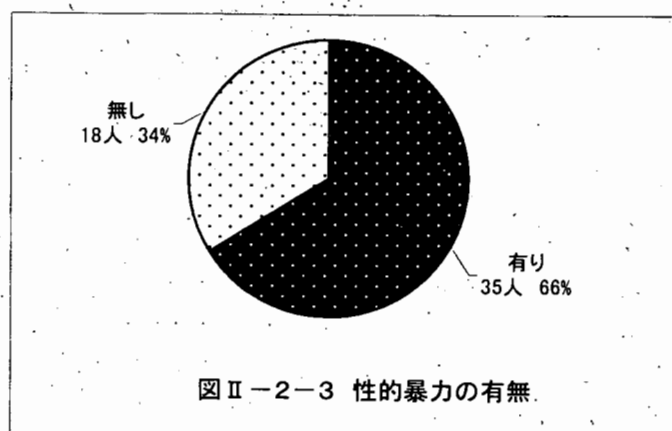
精神的暴力の内容	人	%
物を壊す	32	60.4
大切な物・人・ペットを傷つける	23	43.4
罵る・中傷する	46	86.8
刃物などを突きつける	13	24.5
何を言っても相手にせず、無視する	21	39.6
殺す・死んでやるなどと脅す	23	43.4
食わせてやっていると言う	22	41.5
暴力を振るうふりをして脅す	26	49.1
その他(下記参照)	15	28.3

3. 性的暴力 (複数回答)

性的暴力を受けていると答えた人は 66.0% (35 人) であった。内容としては「望まないセックスの強要」43.4% (23 人) が最も多く、4 割を占めていた。「他人との性的関係を疑う」35.8%

(19 人)、「不快な・屈辱的な性行為を強要する」26.4% (14 人)、「避妊に協力しない」20.8% (11 人)、「自分が他人と性的関係にあることをほのめかす」18.9% (10 人)、「中絶を強要する」3.8% (2 人)、「中絶を拒む」3.8% (2 人) であった。(図Ⅱ-2-3)

「その他」の項目については、「性行為を生理中で断ったら腹を立てた」、「中絶に協力しないのに、中絶したら殺人者だと言われた」であった。



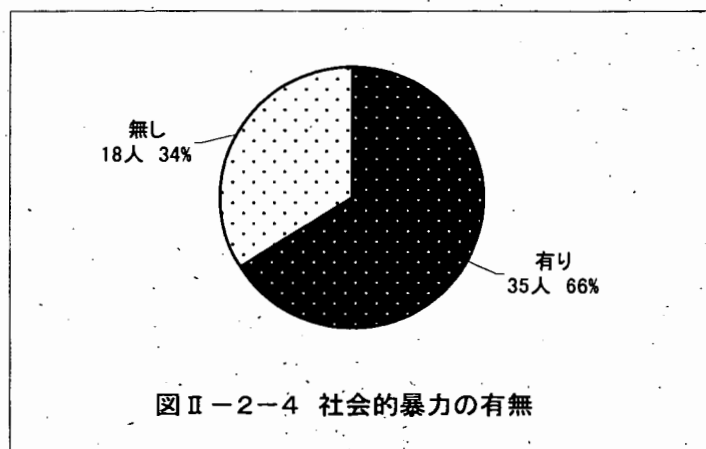
性的暴力の内容	人	%
望まないセックスを強要する	23	43.4
不快な・屈辱的な性行為を強要する	14	26.4
避妊に協力しない	11	20.8
中絶を強要する	2	3.8
中絶を拒む	2	3.8
ポルノビデオ・雑誌を見せる	4	7.5
自分が他人と性的関係にあるとほのめかす	10	18.9
他の人との性的関係を疑う	19	35.8
その他(下記参照)	2	3.8

4. 社会的・経済的暴力(複数回答)

社会的・経済的暴力を受けていると答えた人は66.0% (35 人) であった。その内容としては、「仕事等の活動を制限する」43.4% (23 人) が最も多く、次に「外出を制限する」39.6% (21 人)、「持ち物を勝手に点検する」22.6% (12 人)、「手紙や電話を制限する」20.8% (11 人)、「生活費を渡さない・家計の管理を独占する」20.8% (21 人)、「尾行する・外出先で待ち伏せをする」15.1% (8 人)、「お金を請求する」「友人・親戚とのつきあいを制限する」「異性とのつきあいを制限する」はともに1.9% (1 人) であった。(表Ⅱ-2-4)

「その他」の項目については、「財布の中から勝手にお金を取る」、「家計簿を正確につけると言われる」、「待ち合わせをされていて、遅れてきたことに文句を言うと叩き、お金を請求したり、払わないとソープに売る等言い恐喝する」、「仕事が思うようにいかないことを妻のせいにし、生活費や保育料を渡してくれない」、「生活費はくれるがその中から夫が使うので無くなってしまう。そうすると、また怒られる」、「仕事をしろと言われる」、「血縁に対するあらゆる暴力をする」、

「職場に嫌がらせの電話をする」であった。



社会的暴力の内容	人	%
生活費を渡さない・家計の管理を独占する	11	20.8
仕事・社会活動を制限・妨害する	23	43.4
持ち物を勝手に点検する	12	22.6
手紙や電話を制限する	11	20.8
外出を制限する	21	39.6
尾行する・外出先で待ち伏せする	8	15.1
お金を請求する	1	1.9
友人・親戚とのつきあいを制限する	1	1.9
異性とのつきあいを制限する	1	1.9
その他(下記参照)	9	17

〔3〕 受けた暴力の中で最も酷い暴力の内容について

「あなたが受けた暴力で最も酷かった暴力はどのような暴力でしたか」

- ・生まれたばかりの息子を抱いているのに突き飛ばされた。
- ・殴られても部屋の隅に逃げると壁に押さえつけるように足で頭をふみつけにされた。
- ・1～2時間仰向けに寝かされ、腹の上に上乗りされ、顔、身体、頭を殴られたり、首を絞められたりした。
- ・1～2時間にわたり、髪を引っ張り家中、階段などを連れまわす。馬乗りになって「殺す」と言われたこと。生まれたばかりの娘に包丁を向けたことなどである。
- ・殴る、蹴る、顔にも黒いアザができた。
- ・逃げようとしたら髪を引っ張って引きずり戻された。
- ・押し倒し胸を踏みつけた。目をかけた。臨月に蹴られた。
- ・多すぎて一つ一つ出せないぐらい。
- ・汚物を口に入れる。
- ・外出から帰った時、暗く電気を消しており突然後ろから倒されて殴る、蹴る等された。
- ・カットなって頭をぶたれたり物を投げられて逃げたとき。車でスピードを出され、降りられな

かった時が一番ひどかった。

- ・刃物を使う。救急車入院（顔が腫れ上がった）。車で逃げようとしたらワイパー、ミラーを折られ運転できないようにロックされた。
- ・ゴルフのクラブで頭を殴られた。
- ・子どもに殴りかかった。料理ばさみを投げつけられた。
- ・跳び蹴りされ、逃げてタクシーに乗ったのにドアをたたいてタクシーを止め引きずりおろされた。
- ・首を絞められた。
- ・足を折られた。
- ・突き飛ばしたうえで飛びかかり首を絞められた。その時は物音を不審に思った近所の人が通報してくれて警察の人が来るほどだった。
- ・眉間をげんこつで殴られ鼻の付け根をきり、大量の鼻血と脳しんとうで気を失う等。私を殴ろうとした夫がバランスを崩し、自分の骨を折り救急車で病院へ（未だに私のせいだと言根に持ち仕事ができない、何とかしろと言いつける）
- ・言語によるもの。
- ・大衆の面前（駅前）で怒鳴られた。怒りに満ちあふれて身体をふるわせながらこぶしを作っていた。又は言葉の暴力、私に対するさげすみがひどかった。
- ・友人の車を壊す。合い鍵をいくつも作っていた。
- ・Eメールでの中傷、電話での脅し、死ね、殺すの連発。
- ・望まないセックスの強要。
- ・突き飛ばされる、物を壊される。
- ・妊娠中に腹部を蹴られて流産した。
- ・車を走らせながら（すごいスピード）川につっこもうとした。その間首を締め付けられていた。
- ・母が受けた父からの暴力、母は背中の骨を折った。
- ・窓ガラスを割り冬の真夜中に外に出された。
- ・妊娠中、夫、姑から暴力を受けた。
- ・実妹の縁談を壊したり、手込めにしようとし、血縁者が遠ざかってしまった。
- ・もっともというものはなく、全てを総合して考えると酷い暴力である。
- ・めちゃくちゃ

[5] はじめての暴力が起こったきっかけについて

「はじめて暴力がおこったきっかけは何でしたか」

- ・口げんかから。身体的暴力は私が言い返すようになってから。
- ・妊娠中、出産直後、主人が何も協力的ではなかったと私が抗議したとき。
- ・言うことを聞かない（逆らった）こと。
- ・結婚して夫が自分が一家の主であると認識した時。
- ・あなたとはつきあえないというサインを出し始めたから。
- ・わがままな食事について注意したことから。
- ・恋人の浮気が発覚して私がそれに対して怒ったとき。

- ・ 出かける約束をしていたのに主人が遅くまでパチンコをしていた。
- ・ 約束を守らないことを責めたこと。
- ・ 同棲を始めて専門学校に通えなくなったので「卒業するまで家に戻る」と言った時。
- ・ 別れ話を持ち出して別れてから。別れ話。
- ・ 元夫の女性問題がわかり謝ることもなしに手をあげた。
- ・ たぶんお酒。
- ・ 帰宅が遅くなったから。
- ・ 妊娠、出産、夫の浮気（もちろん本人は否定）。
- ・ 以前つきあっていた女性について話をしたこと。
- ・ 夫の性行為に喜べなかった。
- ・ 性行為の拒否（強要する事に対し）
- ・ 結婚式をするように義姉に言われ伝えて時。
- ・ 夫の着る物が洗濯して乾いていなかった。
- ・ 子どもの前でお金の話をしたから。
- ・ 夫の仕事の行きづまり。
- ・ 結婚を知らせていない元会社の人たちから電話が入り、最初の人が男性だった。
- ・ 浮気をしたと疑われた。
- ・ よくわからないが私自身の過去の恋愛経験等を聞き出されて私が話をしてから。
- ・ ちょっとした口論。
- ・ ふざけてやり始めた。
- ・ 夫の不安（見捨てられるのではないかという不安）
- ・ 義兄が暴力の止めに入ったときから
- ・ はっきりとわからない。
- ・ 忘れた。

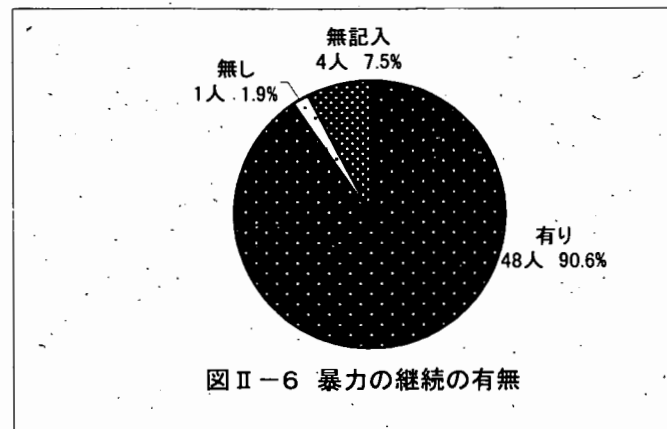
〔6〕暴力の継続について

「その後も続きましたか」

暴力が継続していると答えた人が 90.6%（48 人）であり、ほとんどの人が継続した暴力を受けていた。頻度の程度の差はあるが暴力は一回で終了することではなく、反復性があることがわかった。（図Ⅱ－6）

継続年数について

多いものから「2年間」7.5%（4人）、「3年間」、「5年間」、「20年間」5.6%（3人）であり、4ヶ月から離婚後も続いていることからばらつきがあった。中には身体的2～3年それ以外10年というように暴力の内容が変化しながら継続的に受けていることがわかる。また、離婚後も続いたというケースもあった。間があくので継続的といえるかどうか難しい。その都度「反省した。やめる」とか言われるので今後どうなるかわからず不安を持ちながら生活を送っている（8年前から暴力を受けている）ケースがあった。



〔7〕暴力の頻度

「どの位の割合で暴力は起こりますか。または起こりましたか」

暴力の頻度については最も多かったものは「月に数回」22.6%（12人）であり、順に「月に1回程度」17.0%（9人）、「毎日」、「週に2～3回」はともに15.1%（8人）「年に数回」9.4%（5人）、「週に1回程度」7.5%（4人）であった。（表Ⅱ-7）

「その他」の項目については、「暴力が始まった頃は毎日であり、その後月に数回など減少していく」ケースと「初めは半年に1回がだんだん短くなり週に2回など増加する」ケースがあった。

表Ⅱ-7 暴力の頻度

	人	%
毎 日	8	15.1
2～3回／週	8	15.1
1回／週	4	7.5
数回／月	12	22.6
1回／月	9	17
数回／年	5	9.4
不定期	4	7.5
その他	1	1.9
無記入	2	3.8

〔8〕暴力への対応について（複数回答）

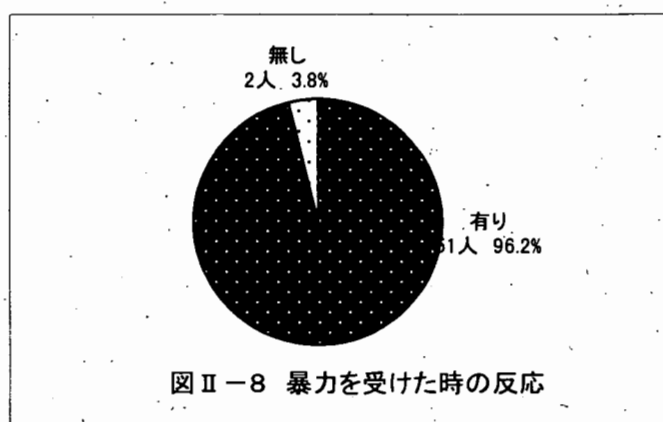
「暴力を受けているときあなたはどのようにしていましたか」

暴力への対応をしたと解答した人は96.2%（51人）であり、自分の身を守ったり、暴力を止めようと何らかの形で対応しようとしていたことがわかった。

反応の内容として一番多いものは「抵抗した」62.3%（33人）であった。順に「我慢した」54.7%

(29 人)、「何もできなかった」、「逃げようとした」41.5% (22 人)、「自分の身体を守ろうとした」39.6% (21 人)、「逃げた」37.7% (20 人)、「何もしなかった」15.1% (8 人)、「その他」は13.2% (7 人)であった。(図Ⅱ－8)

「その他」の項目については、「たたき返した」、「やり返した」、「噛みついた」、「相手の顔をひっかいた」、「相手を殺そうとした」、「大きな声で助けを求めようとした」、「窓から大声をあげた」、「警察に通報した」、「同居している夫の両親に助けを求めた」、「けがをしたため救急車を呼んだ」、「子どもを呼んだ」、「話し合おうとした」、「子どもに被害が及ぶことを一番避けようとした」、「相手の着ていた物をやぶった」、「度重なると無視されているより、殴られている方がましだと思った」であった。



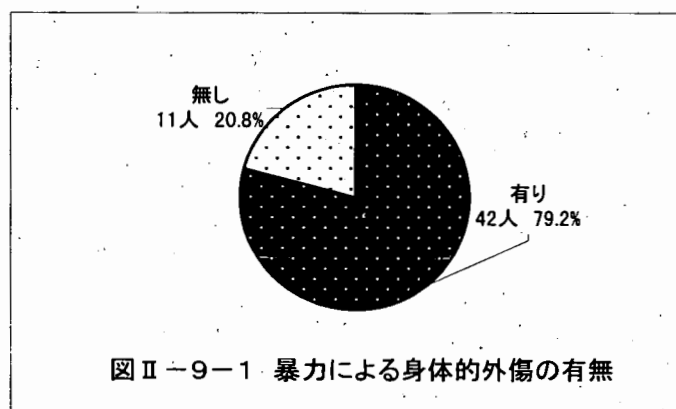
暴力を受けたときの反応	人	%
逃げようとした	22	41.5
逃げた	20	37.7
何もしなかった	8	15.1
何もできなかった	22	41.5
我慢した	29	54.7
抵抗した	33	62.3
自分の体を守ろうとした	21	39.6
話し合った	1	1.9
警察に通報した	1	1.9
やり返した	4	7.5
その他(下記参照)	7	13.2

〔9〕暴力によってうけた影響（複数回答）

「暴力によってあなたにどのような影響がありましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください」

1. 身体的外傷として

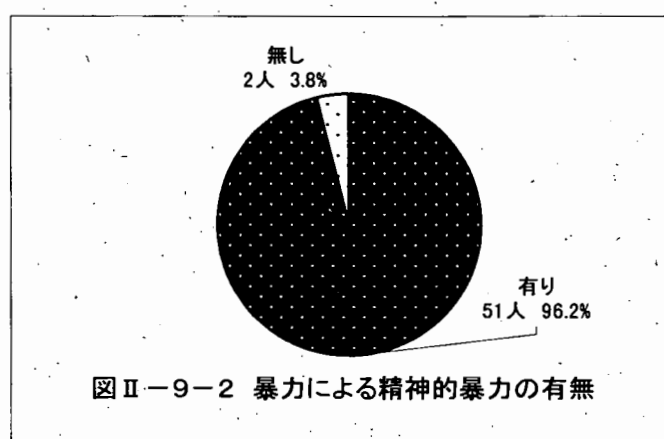
暴力を受けた影響として、「身体的な外傷」をあげた人は 42 人であり、全体の 79.2% とほぼ 8 割であった。最も多い身体的外傷は、「あざ・打ち身」で全体の 64.2% (34 人) の人があると答えた。また「あざの残らない痛み」は、47.2% (25 人) と全体のほぼ半数の人があると答えた。さらに「慢性的疲労」を感じている人の割合は 32.1% (22 人)、「自律神経失調症」をあげている人は 37.7% (20 人) であった。また、「頭痛」が 32.1% (17 人)、「裂傷・切り傷」が 26.4% (14 人)、「吐き気・おう吐」が 20.8% (11 人) であった。そのほかに、「ねんざ」が 13.2% (7 人)、「鼻出血」、「性器・肛門の異常」が、ともに 11.3% (6 人)、であった。「失神・気を失った」をあげたのは 7.5% (4 人)、また、「骨折など骨の損傷」、「鼓膜の損傷」、「胃腸トラブル」はそれぞれ 3.8% (2 人)、さらに 1.9% (1 人) が「火傷」をあげた。その他の身体的外傷では、「角膜に傷」、「鼻炎」、「顎下腺炎」、「高血圧」、「発疹」、「心臓の痛み」などがあつた。



暴力による身体的外傷の内容	人	%
あざ・打ち身	34	64.2
あざの残らない痛み	25	47.2
裂傷・切り傷	14	26.4
骨折などの骨の損傷	2	3.8
ねんざ	7	13.2
歯が折れた・欠けた	3	5.7
失神・気を失った	4	7.5
火傷	1	1.9
鼓膜の破損	2	3.8
鼻出血	6	11.3
吐き気・嘔吐	11	20.8
性器・肛門の異常(かゆみ・腫れ・性病など)	6	11.3
頭痛	17	32.1
慢性的疲労	22	41.5
自律神経失調症(めまい、血圧変動など)	20	37.7
胃腸のトラブル	2	3.8
その他(下記参照)	6	11.3

2. 精神的外傷の有無

精神的外傷の有無は、96.2% (51 人) とほぼ全員がその影響をあげた。そのうち「不安感」や「萎縮・おびえ」を感じた人は、それぞれ 84.9% (45 人)、77.4% (41 人) と8割前後の人があげていた。同様に「極度のストレス」は 73.6% (39 人) が感じるとしており、精神的な圧迫感を感じている人の割合が高かった。また、「自己評価の低下」は 56.6% (30 人) と過半数の人があげた。さらに「悪夢・ノイローゼ」といった症状は 39.6% (21 人) の人が感じており、「他者への暴力・子どもへの虐待」、「自殺未遂」は、それぞれ 13.2% (7 人)、11.3% (6 人) であった。また、「鬱・幻覚」、「不眠症」、「何も感じない」という空虚感は、それぞれ 7.5% (4 人)、5.7% (3 人)、3.8% (2 人) であった。その他の精神的な外傷では、「自家中毒症」、「拒食」、「自殺願望」、「苦しくなる」、「逃げ出したくなる」などがあつた。



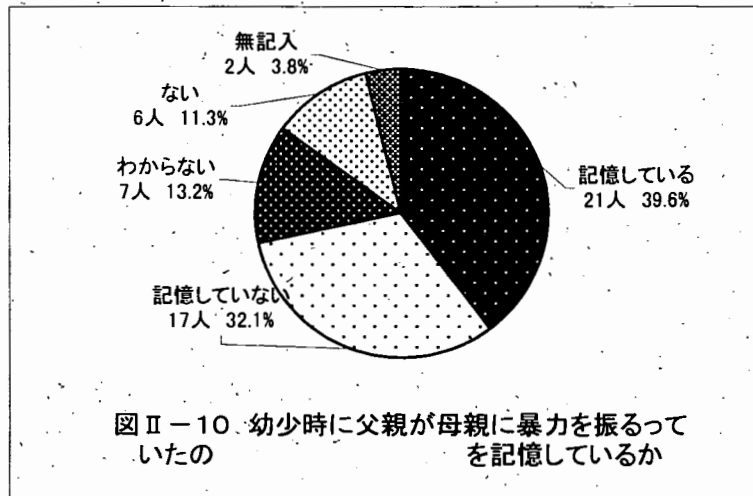
暴力による精神的な外傷の内容	人	%
極度のストレス	39	73.6
不安感	45	84.9
ノイローゼ・悪夢	21	39.6
萎縮・おびえ	41	77.4
自己評価の低下	30	56.6
他者への暴力が始まった・増加した	7	13.2
自殺未遂	6	11.3
何も感じなかった	2	3.8
不眠症	3	5.7
うつ・幻覚	4	7.5
その他(下記参照)	5	9.4

〔10〕 父親から母親への暴力ー家庭での子どもの頃の記憶

「あなたの子どもの頃についてお聞きします。家庭内で父親が母親に暴力を振るつたことを記憶していますか」

「記憶にある」と答えた人は 39.6% (21 人) であった。「記憶にない」、または「わからない」と答えた人はそれぞれ 32.1% (17 人)、13.2% (7 人) で、ほぼ半数の人が、子どもの頃に、母

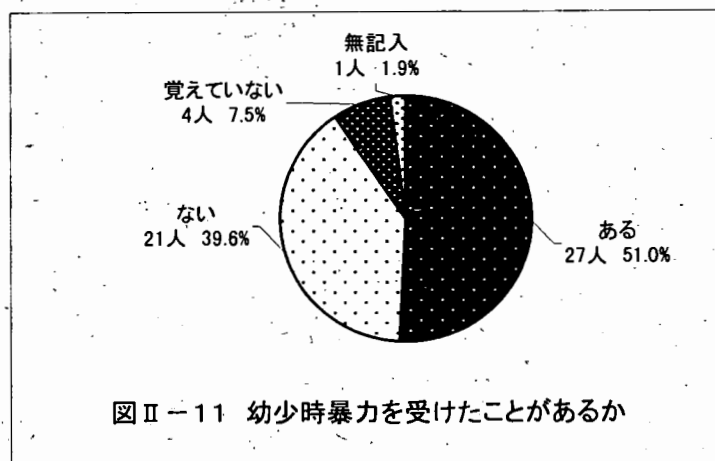
親が父親から暴力をふるわれるのを目撃するという経験をしていた。



〔11〕〔12〕 家庭内での暴力の経験（複数回答）

「あなたは子どもの頃、家庭内で誰かに暴力を振るわれたことがありましたか」

家庭内で暴力を受けた経験の有無は、半数以上の 50.9% (27 人) の人があると答えた。そのうち、最も多かったのは、「父親」からの暴力で 35.8% (19 人)、次に「母親」で、20.8% (11 人) であった。そのほかには、「兄弟」が 5.7% (3 人)、「姉妹」、及び「義母（継母）」がともに 3.8% (2 人) であった。また、「祖父」と「祖母」、「教師」、「そのほかの大人」をあげた人が、ともに 1.9% (1 人) であった。



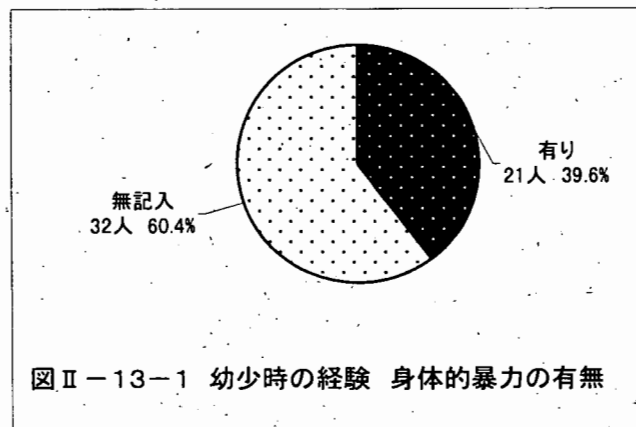
幼少時、誰に暴力を受けたか

	人	%
父 親	19	35.8
母 親	11	20.8
義 父	0	0
義 母	2	3.8
兄 弟	3	5.7
姉 妹	2	3.8
祖 父	1	1.9
祖 母	1	1.9
その他	2	3.8

〔13〕 どのような暴力であったか。〔11〕 であると答えた人、複数回答)

「それはどのような暴力、虐待でしたか。あてはまるものすべてに○をつけてください」

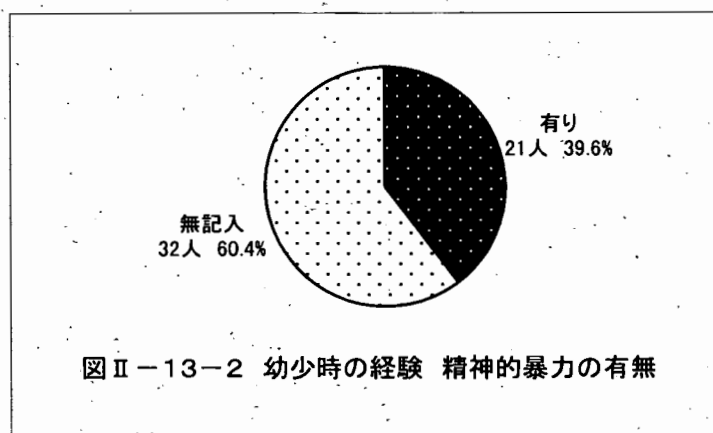
1. 身体的暴力について、あると答えた人は 39.6% (21) であった。身体的暴力で最も多かったのは、「平手やげんこつで殴る」で34.0% (18人)、次に多かったのは、「もので殴る」で20.8% (11人) であった。さらに「蹴る」が 17.0% (9人)、「突き飛ばす」が 11.3% (6人)、と続き、「腕をねじ上げる」と「髪を引っ張る」がともに 7.5% (4人) であった。また、「縛りつける」が 1.9% (1人) あった。「その他」には、「階段から落とす」、「父親の前で両手をあげて一時間立たされた」などであった。



図Ⅱ-13-1 幼少時の経験 身体的暴力の有無

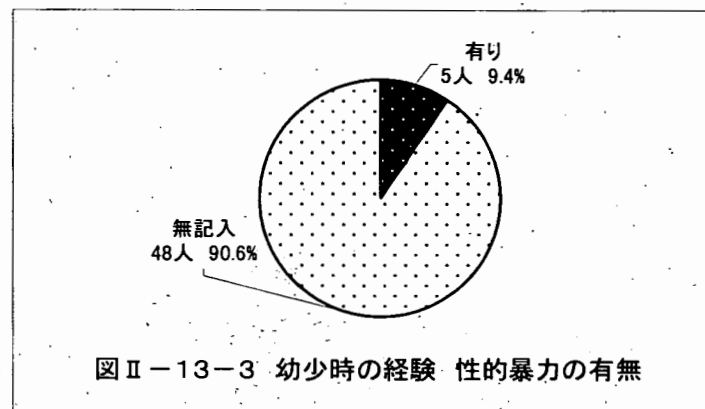
幼少時の身体的暴力の内容	人	%
平手・げんこつでなぐる	18	34
物で殴る	11	20.8
蹴る	9	17
胸ぐらをつかむ	3	5.7
腕をねじあげる	4	7.5
突き飛ばす	6	11.3
首を絞める	0	0
縛り付ける	1	1.9
髪を引っ張る	4	7.5
たばこの火を押しつける・火傷させる	0	0
刃物などで刺す	0	0
その他(下記参照)	8	15.1

2. 精神的暴力について、あると答えた人は39.6% (21人)であった。最も多かったのは、「罵る・中傷する」で35.8% (19人)であった。次に「ものを壊す」及び「兄弟姉妹間での差別」がともに18.9% (10人)あげられた。「無視する」が17.0% (9人)、「暴力をふるうふりをして脅す」が13.2% (7人)、「大切な人やものを傷つける」が11.3% (6人)、「殺す、捨てるなどと脅す」が9.4% (5人)であった。また、「刃物などを突きつける」、「暴力の現場を見せる」がともに、3.8% (2人)あげられた。「その他」には、「成人してもクズで何もできないといわれた」、「泥棒にされた」があった。



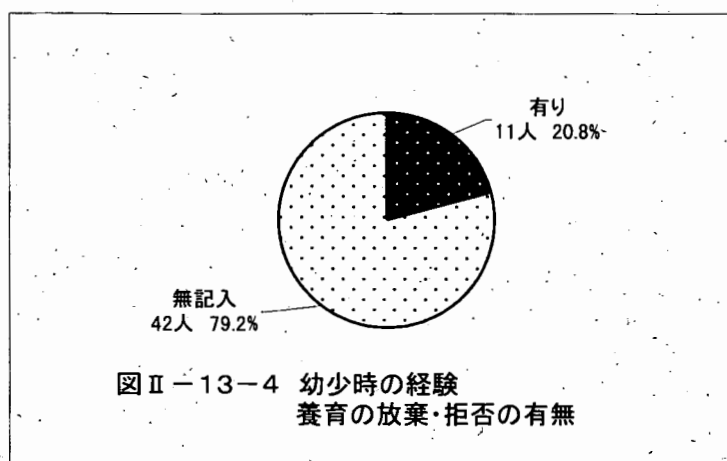
精神的暴力の内容	人	%
物を壊す	10	18.9
大切な物・人・ペットを傷つける	6	11.3
罵る・中傷する	19	35.8
刃物などを突きつける	2	3.8
何を言っても相手にせず、無視する	9	17
殺す・死んでやるなどと脅す	5	9.4
食わせてやっていると言う	0	0
暴力を振るうふりをして脅す	7	13.2
兄弟姉妹間で差別する	10	18.9
暴力現場を見せる	2	3.8
その他(下記参照)	2	3.8

3. 性的暴力は、9.4%（5人）の人があったと答えた。「性器以外の体に触る」が3.8%（2人）あり、「性器をさわる」、「性行為を強要する」、「大人の性器を見せる」、「ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる」、「体の成長のことをいう」がそれぞれ1.9%（1人）あげられた。また、「初潮がきたとき笑われた」も1.9%（1人）あった。



性的暴力の内容	人	%
性器にさわる	1	1.9
性行為を強要する	1	1.9
大人の性器を見せる	1	1.9
大人の性器をさわらせる	0	0
親密なキスをする	0	0
のぞき	0	0
ポルノビデオ・雑誌を見せる	1	1.9
性器以外の身体にさわる	2	3.8
身体のことをいう	1	1.9
その他(下記参照)	1	1.9

4. 養育の放棄・拒否については、20.8%（11人）と約2割の人があったと答えた。そのうち、最も多かったのは、「家に入れない」の15.1%（8人）で、次に、「外出を制限する」の13.2%（7人）であった。以下、「食事を与えない」、「医療を受けさせない」、「ケアを受けさせない」、「護身に協力しない」がそれぞれ1.9%（1人）であった。



養育の放棄・拒否の内容	人	%
食事を与えない	1	1.9
医療を受けさせない	1	1.9
外出を制限する	7	13.2
家に入れない	8	15.1
ケアさせない	1	1.9
その他(下記参照)	1	1.9

3 子どもについて

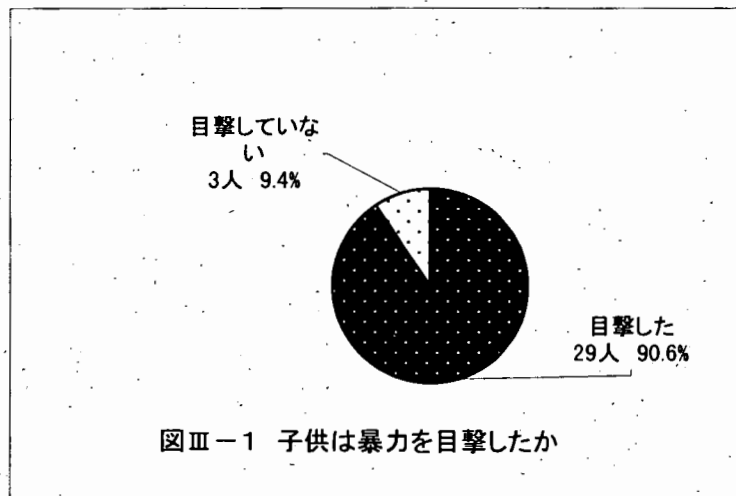
「お子さんのいらっしゃる方に、」

子どものいる人に自分の暴力の目撃や子どもの対応、子どもへの影響について聞いてみた。子どものいる人で有効回答者は32名であった。

【1】子どもが暴力を目撃した割合（図Ⅲ-1）

「あなたが暴力を受けている場面を、子どもが目撃したことはありますか。」

子どもが暴力場面を「目撃した」と答えたのは、90.6%（29人）で、「目撃していない」と答えたのは、9.4%（3名）であった。父親からの暴力を目撃したのは93%（27人）、母親からの暴力を目撃したのは7%（2人）だった。



【2】暴力を目撃した子どもの年齢層（図Ⅲ-2）

「それは子どもが何歳の頃ですか。」

子どもにとって、暴力を目撃したりすることは大きな衝撃であり、その影響は大きく、成長・発達の著しい子どもにとっては危機的状況になると考える。そのため、年齢層を各発達段階別に分けた。

各発達段階の定義

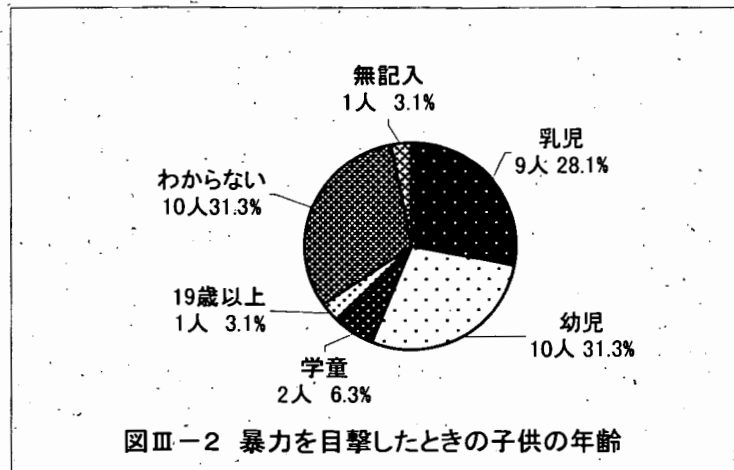
乳児期 出生から満1歳まで、

幼児期 満1歳から満6歳まで

学童期 満6歳から12歳頃まで

結果、「乳児の時」28.1%（9人）、「幼児の時」28.1%（9人）、「学童の時」6.3%（2人）、「19歳以上」3.1%（1人）、「わからない」と回答したのが31.3%（10人）、「無記入」3.1%（1人）であった。

幼児以下は、全体の56.2%となり、半数以上の子どもが幼い年齢で暴力を目撃していたことがわかった。



〔3〕子どもが暴力を目撃した頻度（表Ⅲ-3）

「どの割合で目撃していましたか。」

子どもが暴力を目撃した頻度は、以下の表のようにばらついていた。

最も多かったのが、「年に数回」程度の目撃で21.9%（7人）であった。次に多かったのは「週に2～3回」で15.6%（5人）、「週に1回」12.5%（4人）、「毎日」9.4%（3人）、「月に数回」6.3%（2人）、「月に1回」「不定期」「わからない」がともに3.1%（1人）で、「無記入」は15.6%（5人）であった。

「その他」として、9.4%（3人）が、「今までに数回」、「子の前で私をひどい母親だとバカにすることは週に2～3回」、「言葉の暴力は毎日」「ぶたれた時見ていたかわからないが、口論になっている場面はよくあった」「回数は決まっていない」と回答していた。

表Ⅲ-3 子供が暴力を目撃した頻度

	人	%
毎日	3	9.4
2～3回／週	5	15.6
1回／週	4	12.5
数回／月	2	6.3
1回／月	1	3.1
数回／年	7	21.9
不定期	1	3.1
その他	3	9.4
わからない	1	3.1
無記入	5	15.6

〔4〕暴力を目撃したときの子どもの反応（複数回答）（図Ⅲ－4）

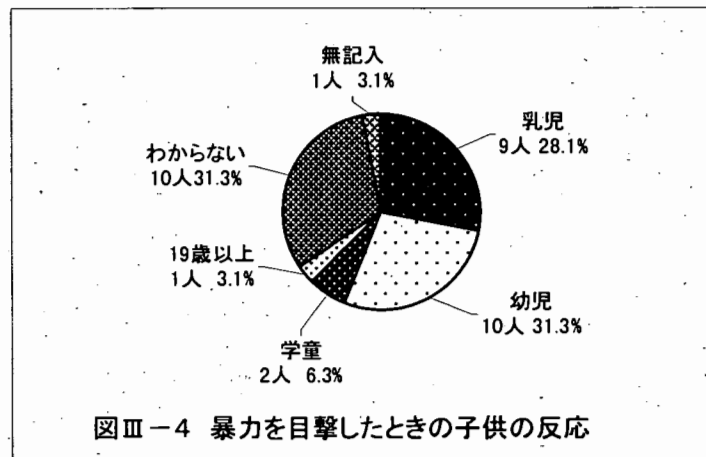
「あなたが暴力や虐待を受けているとき、子どもはどうしていましたか。」

暴力や虐待を目撃したとき、子どもがなんらかの「反応を示した」と回答した人は、93.8%（30人）、「反応しなかった」と回答したのは3.1%（1人）であった。

ほとんどの子どもが何らかの反応を示しており、その反応内容を詳しく見た。

反応として最も多かったのは「何もできなかった」で、40.6%（13人）であるが、一方、「止めに入った」のも37.5%（12人）であった。「その他」として、9.4%（3人）が、「小さすぎてわからない」、「泣きわめいた」、「すごい目をして大泣きした」「母の私をかばうように抱きついてくる」「父が近づくと怯える」「怖そうに見ていた」「同居していた元夫の母の部屋に逃げ込んだ」「しがみつき離れない」と回答していた。

複数回答が多く、子どもが様々な反応を示していたことがわかった。



暴力を目撃したときの子供の反応内容

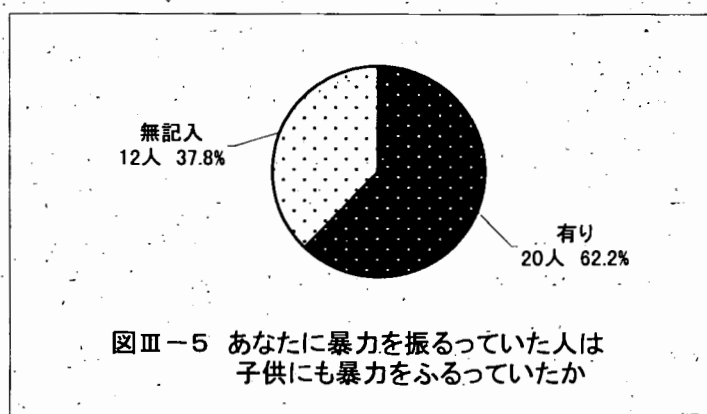
	人	%
止めに入った	12	37.5
逃げようとした	2	6.3
逃げた	4	12.5
何もしなかった	6	18.8
何もできなかった	13	40.6
見て見ぬ振りをした	7	21.9
気づかなかった	2	6.3
泣いた	7	21.9
おびえた	2	6.3
その他(下記参照)	3	9.4

〔5〕暴力をふるっていた人が子どもにも暴力をふるったかについて（図Ⅲ－5）

「あなたに暴力をふるっている、またはふるっていたパートナー・恋人は、子どもに対して暴力をふるったり、虐待したことがありますか。」

暴力をふるっていた人が子どもにも暴力をふるったかという問では、「子どもにも暴力をふるった」と回答したのは62.2%（20人）、「暴力はふるわなかった」と回答したのは25.4%（8人）であった。

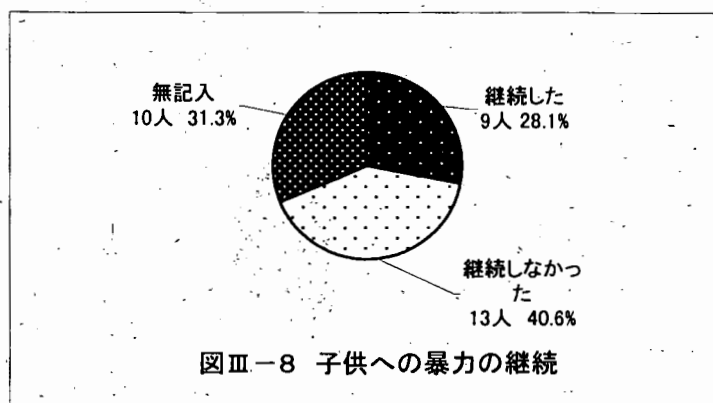
女性に暴力をふるっていたパートナー・恋人はその女性の子どもにも約6割が暴力をふるっていた。



〔8〕子どもへの暴力が継続したかについて（図Ⅲ－8）

「どのくらいの割合で暴力がおこりましたか」

子どもへの暴力が継続したかでは、「継続した」と回答したのは28.1%（9人）、「継続しなかった」と回答したのは40.6%（13人）、「無記入」31.3%（10人）であった。



【9】子どもへの暴力の頻度について（表Ⅲ－9）

「どのくらいの割合で暴力が起きましたか」

最も多かったのが、「週に2～3回」で、21.9%（7人）、続いて「年に数回」で15.6%（5人）、
「不定期」12.5%（4人）、「毎日」「週に1回」「月に数回」がそれぞれ3.1%
（1人）であった。「無記入」は6.3%（2人）であった。

表Ⅲ－9 子どもへの暴力の頻度

	人	%
毎日	1	3.1
2～3回／週	7	21.9
1回／週	1	3.1
数回／月	1	3.1
1回／月	0	17
数回／年	5	15.6
不定期	4	12.5
その他	1	3.1
無記入	2	6.3

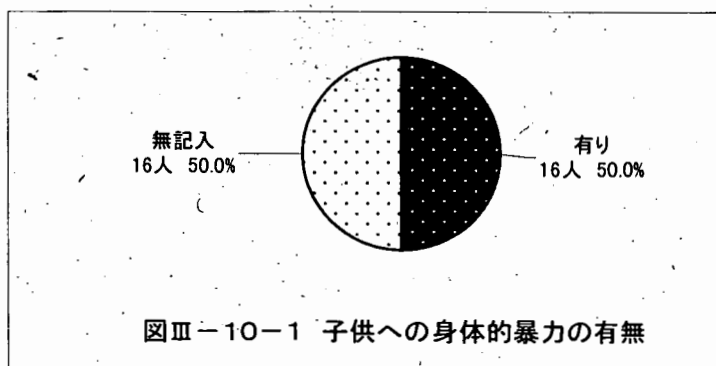
【10】子どもへの暴力はどのようなものであったかについて（複数回答）

「子どもへの暴力や虐待はどのような暴力ですか。」

1. 身体的暴力について（複数回答）（図Ⅲ－10－1）

子どもへの身体的暴力があると答えた人は50%（16人）であった。

次に子どもへの身体的暴力の具体的内容をみると最も多かったのが、「平手・げんこつで殴る」
で、34.4%（11人）、ついで、「胸ぐらをつかむ」25.0%（8人）、「蹴る」、「突き飛ばす」はそ
れぞれ15.6%（5人）、「物でなぐる」12.5%（4人）「腕をねじあげる」、「首を絞める」は、3.1%
（1人）であった。「その他」は、12.5%（4人）で、「食べたものを吐かせてそれを食べさせる」
「短い時間5分くらいであったが、さかさに子どもを持って虐待した」という回答もあった。



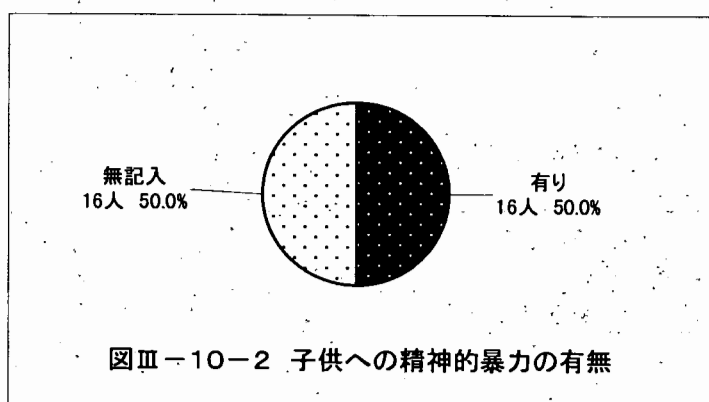
子供への身体的暴力の内容	人	%
平手・げんこつでなぐる	11	34.4
物で殴る	4	12.5
蹴る	5	15.6
胸ぐらをつかむ	8	25
腕をねじあげる	1	3.1
突き飛ばす	5	15.6
首を絞める	1	3.1
縛り付ける	0	0
髪を引っ張る	0	0
たばこの火を押しつける・火傷させる	0	0
刃物などで刺す	0	0
その他(下記参照)	4	12.5

2. 精神的暴力について(複数回答)(図Ⅲ-10-2)

子どもへの精神的暴力があると答えた人は、50.0% (16人)であった。

精神的暴力の内容をみると、最も多かったのは「罵る・中傷する」で15.6% (13人)、ついで、「暴力をふるうふりをして脅す」21.9% (7人)、「物を壊す」18.8% (6人)、「大切な物・人・ペットを傷つける」「殺す・死んでやると脅す」で15.6% (5人)、「兄弟姉妹間で差別する」9.4% (3人)、「何をいっても相手にせず、無視する」6.3% (2人)、「暴力現場を見せる」3.1% (1人)であった。

「その他」として「私に暴力をふるっているときに子どもがおびえて「おかあさん、おかあさん」と私の所に救いを求めて泣きわめいているのを押さえつけ、私の所に近づけないようにし、「お母さんは変な人だから」とか「気が狂っているから行ってはダメ」などと言う」という回答も3.1% (1人)あった。

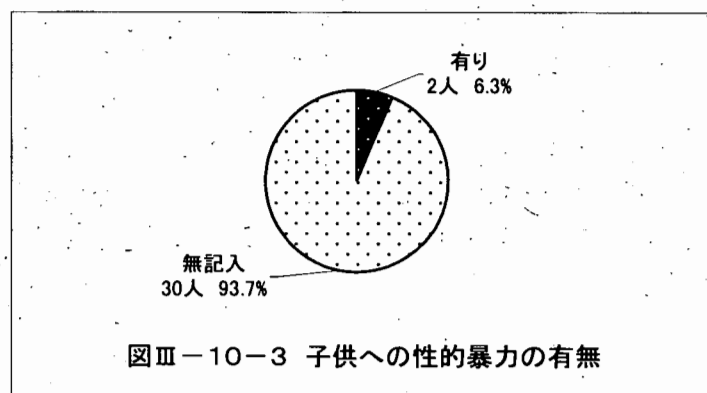


精神的暴力の内容	人	%
物を壊す	6	18.8
大切な物・人・ペットを傷つける	5	15.6
罵る・中傷する	13	40.6
刃物などを突きつける	0	0
何を言っても相手にせず、無視する	2	6.3
殺す・死んでやるなどと脅す	5	15.6
暴力を振るうふりをして脅す	7	21.9
兄弟姉妹間で差別する	3	9.4
暴力現場を見せる	1	3.1
その他(下記参照)	1	3.1

3. 子どもへの性的暴力について（複数回答）（図Ⅲ - 10 - 3）

子どもへの性的暴力があったと答えた人は、6.3%（2人）であった。

性的暴力の内容をみると、「ポルノ雑誌やビデオを見せる」3.1%（1人）、「性器以外の身体にさわる」3.1%（1人）で、それ以外のものはなかった。

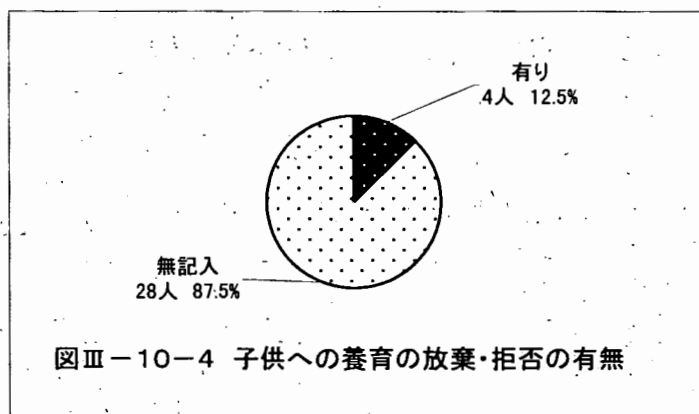


子供への性的暴力の内容	人	%
性器にさわる	0	0
性行為を強要する	0	0
大人の性器を見せる	0	0
大人の性器をさわらせる	0	0
親密なキスをする	0	0
のぞき	0	0
ポルノビデオ・雑誌を見せる	1	3.1
性器以外の身体にさわる	1	3.1
身体のことをいう	0	0
その他(下記参照)	0	0

4. 子どもへの養育放棄・拒否について（複数回答）（図Ⅲ - 10 - 4）

子どもへの養育放棄・拒否があったと答えた人は、12.5%（4人）であった。

養育放棄・拒否の内容をみると、「ケアさせない」3.1%（1人）、あとは「その他」として「おかしい教育をする」「おまえがいると金がなくなると言う」「普段は何でも子どものいいなりで甘い、けじめ・マナーなどは見て見ぬ振り。私のしつけが悪いと子の前でどなる」と回答している人が12.5%（4人）であった。



養育の放棄・拒否の内容	人	%
食事を与えない	0	0
医療を受けさせない	0	0
外出を制限する	0	0
家に入れない	0	0
ケアさせない	1	3.1
その他(下記参照)	4	12.5

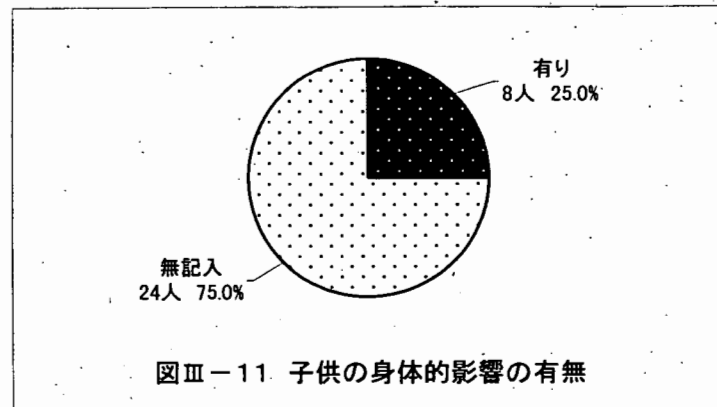
【11】上記の暴力の子どもの身体への影響について（複数回答）（図Ⅲ - 11）

「子どもの身体にはどのような影響がありましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください」

身体的な影響についてあると回答した人は25.0%（8人）であった。

その影響の内容で最も多かったのは「あざ・打ち身」で12.5%（4人）、ついで「あざの残らない痛み」9.4%（3人）、「吐き気・嘔吐」6.3%（2人）、「裂傷・切り傷」「鼻出血」「発熱」「成長不良の徴候」「性器・肛門の異常」「頭痛」「慢性疲労」がそれぞれ3.1%

（1人）であった。「その他」として「喘息発作」と回答した人も6.3%（2人）いた。



子供への暴力による身体的影響の内容	人	%
あざ・打ち身	4	12.5
あざの残らない痛み	3	9.4
裂傷・切り傷	1	3.1
骨折などの骨の損傷	0	0
ねんざ	0	0
歯が折れた・欠けた	0	0
失神・気を失った	0	0
火傷	0	0
鼓膜の破損	0	0
鼻出血	1	3.1
発熱	1	3.1
吐き気・嘔吐	2	6.3
成長不良の徴候(極端なやせなど)	1	3.1
性器・肛門の異常(かゆみ・腫れ・性病など)	1	3.1
頭痛	1	3.1
慢性的疲労	1	3.1
その他(下記参照)	2	6.3

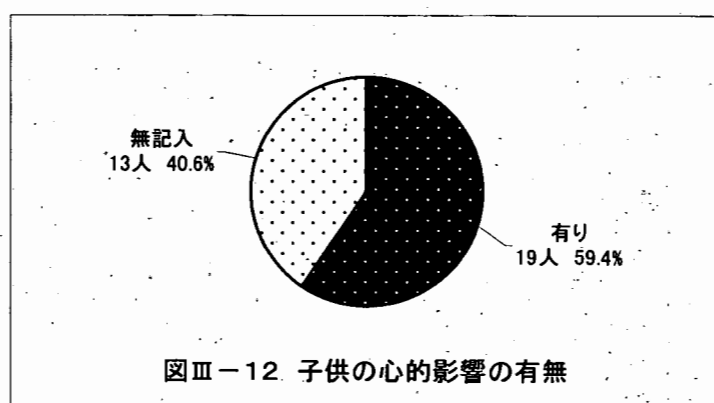
〔12〕 上記の暴力の子どものこころへの影響について（複数回答）（図Ⅲ－12）
「子どものこころにはどのような影響がありましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください」

こころへの影響についてあると回答した人は 59.4%（19 人）であった。

身体的影響より、こころへの影響の方が多い結果であった。

その影響の内容で最も多かったのは「恐怖心をもつ」で 34.4%（11 人）、ついで「片親への執着」「悪夢を見たり、睡眠障害を訴える」25.0%（8 人）、「幼児行動に出る」「多動」18.8%（6 人）、「成績が低下する」15.6%（5 人）、「仲間・年少者・動物をいじめたり、傷つける」「過

度に人目を引きたがとしてる」「発達の遅れ」では、それぞれ 9.4%（3人）、「引きこもり・友人がいない」「過食症・拒食症」「ずる休みをする」ではそれぞれ、6.3%（2人）であった。「その他」として「二面性を持つ」「口数が少ない」「寝付いたところを大きな怒鳴り声をたて起こし、泣きじゃくって知らん顔し、私が子どもをなだめようとするときにさらに私に暴力をふるう。子どもを殴ることはないが、ケアしない（ケアさせない）」「しばらくは夫のそばに行かなかった」「生きている若い人（特に女性）を極端に嫌う、アニメやゲームのキャラクターを好きになる、特定の人のことを極端に嫌う」「弟をいじめる、自分の都合の悪いときなど人をぶっ殺すなどと言う父親にそっくりになる」「チック症」「父親を軽蔑している」と回答した人も 21.9%（7人）いた。



子供への暴力による心的影響の内容	人	%
引きこもり・友人がいない	2	6.3
家出	0	0
自殺未遂	0	0
成績が低下する	5	15.6
過食症・拒食症	2	6.3
ずる休みをする(不登校)	2	6.3
仲間・年少者・動物をいじめたり、傷つける	3	9.4
過度に人目を引きたがる	3	9.4
幼児行動に出る(おしゃぶり、夜尿症など)	6	18.8
片親への執着	8	25
発達の遅れ(言葉が遅い・学習障害など)	3	9.4
悪夢を見たり、睡眠障害(不眠)を訴える	8	25
多動(落ち着きがないなど)	6	18.8
恐怖心を持つ	11	34.4
売春	0	0
過度のマスターベーション	1	3.1
その他(下記参照)	7	21.9

〔13〕子どもに被害があることでの相談先について（複数回答）（表Ⅲ-13）

「子どもに被害があることで誰かに相談したことはありますか。」

相談先として最も多かったのは、「友人・知人」43.8%（14人）、ついで「両親」31.3%（10人）、「舅・姑」「兄弟・姉妹」18.8%（6人）、「その他の公的機関」「電話相談」がそれぞれ15.6%（5人）、「その他の知り合い」「弁護士」「婦人相談所」12.5%（4人）、「警察」9.4%（3人）、「福祉事務所」「病院」がともに6.3%（2人）であり、「相談したことがない」と回答した人も6.3%（2人）いた。また、「その他」として、「子どもの通う保育園」「DVを受けている同じ様な環境の保育園にいる友人のお母さん」「義姉」「女性財団」「県立精神保健センター」「人権擁護委員会」「スペース新潟」「子どもの担任の先生」「恩師」「夫の身内」「法務局」「民生委員」「保健所」などがあつた。

表Ⅲ-13 相談先（複数回答）

	人	%
両親	10	31.3
舅・姑	6	18.8
兄弟姉妹	6	18.8
友人・知人	14	43.8
その他の知り合い	4	12.5
警察	3	9.4
弁護士	4	12.5
婦人相談所	4	12.5
福祉事務所	2	6.3
病院	2	6.3
シェルター	1	3.1
児童相談所	1	3.1
その他の公的機関	5	15.6
民間の相談所	1	3.1
電話相談	5	15.6
相談したことがない	2	6.3

まとめ

I、IIの総括

暴力の多くは、夫や元夫、恋人や元恋人からなど、親密な関係にある（または、関係にあった）人からのものであった。

その内容の中には、「刃物で刺す」「火傷をさせる」などは一割であったが、生命への危険も十分にあり、身体的暴力が家庭内で生じていたことがわかった。また、妊娠中にも普段と変わらない暴力を受けていたことがわかった。精神的暴力については、子どもや友人関係、血縁関係にまで暴力が及び、本人へ精神的な影響を与えていたことがわかった。社会的・経済的暴力については、自立や自由を束縛したり、個人のプライバシーの侵害を強調するものであった。また、「その他」の内容からわかるように暴力を受ける時には、身体的暴力に限らず、精神的、性的、社会的・経済的暴力を同時に重なり合って受けていることが多いことがわかった。

最も酷い暴力を受けた内容や、暴力のきっかけについては自由記載であったため、様々な意見が述べられおり、共通したきっかけは少なくあらゆるものがきっかけになっていた。

暴力の継続状況については、つきあった年数や結婚後の経過により、差はあるがほぼ全ケースにおいて継続的な暴力を受けており、暴力をうける割合についても様々であることがわかった。

暴力による影響についての質問から、暴力は、被害者に身体的な外傷を負わせるばかりでなく、精神的にも外傷を与えるものであるということがわかった。身体的外傷は、うけた暴力の種類により様々な症状であられるが、精神的な外傷は、不安感、極度のストレス、自己肯定感の低下などの回答の割合が高く、精神的な影響には共通の認識がみられた。また、他者への暴力や、自殺未遂、拒食などがみられ、暴力の再生産といえるものも影響として生じているといえる。このことは、精神的な外傷の影響の大きさを表しているといえ、他者の目に触れにくく、暴力の顕在化として捉えられにくかった被害者の精神的な影響について、理解を深める必要がある。

また、子どもの頃の暴力経験の記憶においても、精神的暴力の記憶は、性的、及び養育の放棄・拒否等とあわせると、身体的、物理的暴力の記憶以上に強く印象づけられているといえる。このことから、子どもが精神的暴力にさらされることによる被害は、物理的暴力による被害と同じように捉えることが必要であり、よりいっそうの実態調査が必要であるといえるだろう。

IIIの総括

今回の調査対象者のうち、60%（32名）に子どもがおり、その子どもへの暴力の影響について明らかになった。

その結果、約9割の子どもが暴力現場を目撃していた。そのときの反応は、様々な反応を示していたが、何もしなかった・何もできなかったとする結果が約6割であり、被害者と同様、子どもも抵抗できなかったことが伺える。

また、子どもが暴力をふるわれていたのは約6割であり、DV被害者だけでなく、同居している子どもにまで暴力が及んでいる実態が明らかになった。その暴力内容は、身体的・精神的暴力が多いのが特徴であった。

さらに、この暴力による影響では、身体的影響より精神的影響が多く、その影響は多岐にわたって現れている。この結果より、子どもへの影響はかなり大きく、子どもの成長・発達を脅かすものであり、早急に子どもへの影響についての実態を詳細に把握する必要があるといえる。

IV まとめと考察

1 本調査の結果と欧米の調査結果との比較

本調査の結果では、被害者は暴力を継続的に受け、その結果、身体的外傷や精神的なダメージを受けていることが明らかになった。被害者（回答者）は、94.3%が女性だが、男性も5.7%含まれていたことは興味深い。欧米の研究でも、男性の被害者は全体の5~10%と言われており、本調査の結果とも一致する。ただし、欧米の場合には、ホモセクシャルの男性同士のカップルのケースが多く、安易な比較はできないことを付け加えておきたい。（ちなみに本調査の男性回答者は「加害者は妻、元妻」と回答しており、ヘテロセクシャルのカップルであることがわかる。）

「暴力の連鎖」についても注目すべき結果が得られた。回答者自身が「子どもの頃、家庭内で誰かに暴力を振るわれたことがあるか」との問いに半数以上の51%の人が「ある」と答えている。また、幼少時、「養育の放棄・拒否」を受けた人も20%以上いた。こうした結果は、子どもの頃の体験が、成人後の回答者の生活に影響を与えていることを示唆している。

DV家庭に育った子どもたちは、長い間、この犯罪における「忘れ去れた、隠れた被害者」であった。しかも、彼らは社会に対し自らの被害を語る声をもたない。バタードウーマン以上に潜在化した存在であり続けたのである。

DVに関する研究、調査が盛んに行われている欧米でも、“バタードウーマンの子どもたち”に焦点を当てた分析は十分に論を尽くしたとは言い難い。DV家庭の子どもたちを扱った研究論文がはじめて発表されたのは1975年。チャイルド・アブュースに関する報告が発表されてから、15年近くも後のことである。熱心に論じられるようになったのは、ここ数年のことであり、しかも、75年から95年までの間に発表された論文数はわずか56本と非常に少ない。問題の重要性と相反する決定的な情報の不足が懸念されているのである。（注1）

1991年のStrausの報告によると、アメリカで、DVにさらされる子どもたちは年間1000万人と推測されている。大学生を対象に、子どもの頃のDV体験を聞いた95年のSilvernの調査では、全体の37%が「自分の家庭でDVを目撃した」と回答したという。これをアメリカの人口にあてはめると、DV家庭で育った子どもの数は1780万人と推定される。深刻な数字だが、この調査は、大学生という金銭的に余裕のある家庭出身の者を対象にしているため、貧困層も含めた現実の被害者の数はもっと多いはずだという指摘もある。DV家庭で育った子どもたちの数は決して無視できるレベルのものではなく、その被害の大きさは計り知れない。

一方、日本における情報の不足は絶望的とも言える。今回の調査も、そうした情報不足を補うべく計画、実施されたのであるが、その結果は問題の深刻度を端的に示している。まず、暴力場面を目撃した子どもは全体の9割にもおぼり、その年齢は幼児以下（6歳未満）が56%を占めた。また、回答者に暴力をふるっている相手が子どもにも手をあげた割合は62%という高い数値となった。

冒頭でも紹介したように、欧米の研究の結果でも、加害者が子どもにも身体的暴力を加える

割合はきわめて高いことがわかっている。ただし、得られた数値は研究によりかなりばらつきがあり、20%から100%と報告されている。平均すればおよそ6割ということなので、これは今回の結果とほぼ一致する。

自由記述にも、「生まれたばかりの息子を抱いているのに突き飛ばされた」「子どもを楯にする」「子どもの前で、汚い顔だ、ババアだとか言う」「お母さんは気が狂っていると、子どもに言う」など、子どもに関するものが多く見られた。

また、「妊娠中に腹部を蹴られて流産した」「妊娠中、夫、姑から暴力を受けた」「臨月に蹴られた」と、妊娠中の暴力に関する記述もあった。妊娠中、バタラーの暴力が激しくなることは欧米では通説になっている。バタードウーマンの28%が妊婦だという調査もあり、胎児の安全を最も脅かす外的要因がDVだといわれる。本調査の結果にも同様の傾向が見られたといえよう。妊娠中の暴力は胎児の成長だけでなく、出生後の子どもの健康にも影響を及ぼしかねない。これも広義の子どもへの虐待とみなすことができるだろう。

また、加害者の暴力が子ども本人には向かわなくても、虐待を受けた母親がストレスから育児を放棄したり、子どもを虐待してしまうケースもある。母親の抱える精神的トラウマが子どもの社会生活に悪影響を与える場合さえある。今回の調査ではこうした質問項目を含めなかったが、それも今後の課題としたい。

DVにさらされた子どもたちが、心身ともに傷つくことは、今回の調査でも明らかになった。「あざ、打ち身」「吐き気」「切り傷」「頭痛」など身体的影響があった子どもは25%、「恐怖心を持つ」「悪夢を見る」「幼児行動に出る」など心的な影響があった子どもは6割にものぼった。日本でも欧米同様、DV家庭の子どもたちに対する心のケアを充実させていく必要性を強く感じる。

欧米の研究では、DV家庭に育ったことがトラウマとなり、医療関係者の介入が必要なほど行動に障害が出る子どもは全体の25%から75%といわれている。これも研究によりばらつきがあるが平均すると約4割となる。

代表的な症状は、外部に向かうものとしては、暴力的になる、注意力欠損、怒りっぽい、動物虐待、薬物・アルコール依存などがあり、内面の問題としては、過度の恐怖心を持つ、鬱、物事に消極的になる、悲観的になる、自己評価が低くなる、自殺願望を持つ、悪夢を見る、自責の念にかられる、睡眠障害などがあげられている。また、社会的な問題としては、暴力で物事を解決する、社会性がない、問題解決能力に乏しい、学力の低下、不登校なども報告されている。

家庭の問題が、結果的に子どもたちを犯罪に駆り立ててしまうことは冒頭でも述べた。犯罪だけではない。ランナウェイ・チャイルドやホームレス、少女売春、10代の未婚母、学校崩壊……現代が抱える社会問題の多くが、ドメスティックバイオレンスという家庭の問題に端を発することは言を待たない。

だが、DV家庭に育ちながら健全に成長した子どもも半数以上いることも確かである。暴力の内容、母親の精神状態、育児の方法、子どもの性格、家族構成など、さまざまな要因が関係しているはずだが、どの要因がどんな具合に働き、子どもたちへの暴力の連鎖を防ぐことができたのか。それを検証することは、DVの予防と根絶の有力な手がかりになる。その意味でも、この分野の研究の進展が期待されているといえよう。(文責・梶山)

2 日本における子どもの虐待とDVの関係

1990年代に入り、子どもの虐待は日本でも大きな社会問題となった。それまでには子どもの援助する機関であっても、子どもの虐待を独立した問題とする対応はしていなかった。つまり、子どもの虐待問題が「見えていなかった」といえる。DVの社会問題化は、この数年で若干問題にされるようになったところであり、まだ「見えていない」。子どもの援助機関や専門家たちの間では、子どもを中心とした親子関係の暴力に対してのみ、援助の対象ととらえている傾向がある。

しかし子どもの虐待構造には、子ども以外の暴力、それは夫から妻からへの暴力、老人への虐待、兄弟間暴力などに関連している。子どもの虐待の背景にある暴力の構造の本質を見いださなければ、真の子どもの虐待問題の解決には到達しない。子どもの虐待が「見えてきた」ことによって、支援体制も整備され始めて10年になり、子どもの虐待の発生が減少したという報告はほとんどないという事実からもその一端を理解できよう。

ただ、子どもの虐待ケースが増加傾向であるという報告の中には、子どもの虐待への支援枠組みができ、援助の対象を広げたことによる結果が多く含まれていることを忘れてはならない。子どもという視点に立った関わりによって、子どもの生命を失うことなく、子どもの発達を阻害されずに済んだという事実は、10年間の子どもの虐待問題を社会問題としてとらえ、取り組んできた社会の大きな功績である。

しかし、子どもの虐待問題解決に被虐待児に限定している限り、家庭内の暴力はなくなることはない。それどころか、問題はさらに深刻さを増すばかりである。そのことは、種々の子どもの虐待問題に関する事例研究を概観してみると容易に理解することができる。DVという視点に立って家族を見直したときに、家庭内で発生する虐待へとリフレインする新たな構造が見えてくるのではないだろうか。

ここで、1990年5月に発足した児童虐待防止協会の事業のひとつである、「子どもの虐待ホットライン」にアクセスしてきた相談者たちによるDV問題をみてみよう。

10年間で2万人以上の相談が「子どもの虐待ホットライン」へ寄せられた。そのうちの半数は、「子どもの虐待」に関わる相談で、2割が「育児やしつけ」に関する相談であった。相談者のうち、9割は「女性」からの相談であった。虐待に関わる相談のうち、「虐待者」による相談が開設当初は8割弱だったのが、10年目に近づくほど6割になった。「被虐待者」による相談は1割にも満たなかったものが、10年目に近づくほど3割弱と増加している。被虐待者の場合、「現在の虐待体験」を相談する相談者と、「過去の虐待体験」を相談する相談者と分類しているが、過去の虐待体験を相談する相談者に著しい増加をみる。「目撃者」による相談は、10年間に変化は見られなかった。

虐待者による相談では、虐待者は「実母」がほとんどであった。被虐待者による相談では、虐待者は「実母」と「実父」が約半数ずつであった。目撃者による相談では、虐待者は「実父」が半数以上であった。

相談から、日本での「子どもの虐待ホットライン」へ相談してくる相談者の多くが女性であり、

実の母親からであることがみえてきた。この母親による不満要因から、虐待へとリフレインする家族にはどのような生活状況がこのような問題が生じてくるのかについて分析を試みた。これは、母親の相談から母親にとってのストレス源を明らかにし、何が子どもの虐待へとリフレインするのか、どうすればストレスが軽減するのかを明らかにすることを目的に行った調査である。そのため、相談してきた母親の訴えた内容を15 カテゴリー、63 項目のアセスメント指標を作成し、それをもとにストレス源を見い出していった。

項目は以下の通りである。

1 カテゴリー：子ども

- ① 未熟児・低体重児、② 障害、③ 疾患、④ 発達の遅れ、⑤ 発達段階の非受容
⑥ 日常生活の行動、⑦ 環境不適応、⑧ 年子、⑨ 双生児、⑩ 他児の養育負担

2 カテゴリー：母親

- ① 精神症状、② 身体的不健康、③ 身体の倦怠感、④ 不満感、⑤ 薬物・アルコール、
⑥ 完全癪・潔癖症、⑦ 短気・攻撃性、⑧ 自己評価が低い、⑨ 被害感・不信感、
⑩ 悲観的・その他

3 カテゴリー：親の被虐待歴

- ① 身体的・性的被虐待、② 心理的・ネグレクト被虐待

4 カテゴリー：妊娠・出産

- ① 望まぬ妊娠、② 望まぬ出産、③ 若年出産、④ 高齢出産、⑤ 出産時のトラブル、
⑥ 産後早期母子分離

5 カテゴリー：自己実現の中断

- ① 自己実現の中断

6 カテゴリー：家事

- ① 家事嫌い

7 カテゴリー：育児

- ① 育児情報の迷い、② 育児知識不足、③ 偏った育児信念、④ 期待過剰ゆえ不満

8 カテゴリー：母子関係

- ① 性格気に入らない、② 自分に似ている、③ 子を愛せない、④ 子になつかない

5. 継親子関係ゆえ

9 カテゴリー：夫婦関係

- ① 離婚、② 別居、③ 不和・不一致、④ 再婚、⑤ 夫の非協力・転勤、⑥ 夫の暴力、
⑦ 夫の子どもの虐待、⑧ 夫の子嫌い、⑨ 夫の未熟さ

10 カテゴリー：親族関係

- ① 舅・姑との不和、② 実家との不和、③ 親戚との不和、④ 同居の不和

11 カテゴリー：社会的サポートのなさ

- ① 友達がいらない、② 近隣との不和、③ 孤立的、④ 援助機関との不和

12 カテゴリー：保育の援助がない

- ① 子どもを見る人なし、② 保育機関がない、③ 保育料等金銭問題

13 カテゴリー：経済苦

① 経済苦

14 カテゴリー：住居環境

① 住居環境の不満

15 カテゴリー：母親の解決動機

① 妊娠中

母親の日常生活の「夫婦関係」のうち、「夫の非協力」と「不和・不一致」にかなり共通したストレス源を持っていることがわかった。「夫からの暴力」を身体的暴力という概念枠組みからさらに拡大することによって、「夫の非協力」と「不和・不一致」は夫からの暴力という項目に該当する。その理由に、「夫の非協力」と「不和・不一致」の不満内容には、夫からの身体的暴力はないとしても、「女は家にいるべき」「子どもを育てるのは女の役割」「メシを喰わしてもらっている」と夫は妻に言い、子育ての協力をしないことを当たり前に豪語するような男性への不満だったからである。これは女性に対して心理的な暴力を行使していると判断することができる。この結果、妻はストレスを抱え、さらに弱者となる子どもへの虐待が発生している。つまり、DV構造的な夫婦関係が子どもへ虐待することになったと解釈できるのである。

子どもへ虐待をすると相談してくる母親の中には、夫が子どもに虐待をするというケースも少なくない。つまり、子どもは父親そして母親と、両親から虐待を受けていることになる。子どもにとって、母親にとって、家庭内の逃げ場のない暴力構造である。

大阪で初めて開設された「子どもの虐待ホットライン」にアクセスしてきた「虐待をするという実母」の訴えから、母親はDV被害の認識がなく、夫からの理不尽な権力と支配に苦しみ、子どもを虐待するという結果となったことがわかった。

1993年に調査された「夫（恋人）からの暴力」調査では、DVケースの夫が子どもの虐待へとリフレインしていたケースは、70%弱にのぼっていた。さらに、DVの場合、大半の女性は家庭内で暴力を振るわれ、その半数弱は子どもの面前で暴力を受けていた。つまり暴力を目撃する子どもが半数いたということである。（注2）

1998年に行われた「夫・恋人（パートナー）等からの暴力について」調査では、夫が子どもにも暴力を振るっているのは50%弱、子どもの面前で暴力を振るうは75%であった。（注3）

ヒッチコックは社会的学習理論から、世代間で虐待が受け継がれる要因として4点提示し、子どもの虐待を社会的に学習した行為としてとらえている。ボウルビイのアタッチメント理論でも、虐待も含めて人間関係の経験は、広い意味で世代間で伝達される過程があると述べている。

このようにDVには多くの場合、子どもというもうひとりの犠牲者が存在し、これは子どもの側からみると子どもの虐待そのものである。家庭の中で本来、愛情と信頼、100%の依存の中で育てられるべき子どもがその環境を得ることができない。これは子どもにとっての育つ権利の侵害である。DV問題は、子どもの人権の保護と成長のための環境の回復という点からも重大な問題となっているのである。

（文責・友田）

3 今後の課題と総括

チャイルド・アブュースを表す「児童虐待」という言葉が広く知られるようになるに従い、日本でも被害の報告が増えてきている。(注・日本では「児童虐待」という用語が広く使われているが、「児童」という言葉が、虐待は学齢期の児童だけに限定されるような印象を与えるため、本報告書では「子どもの虐待」という表現で統一した。)

全国の児童相談所への相談件数も年々増加し、98年度には年間6900件の相談が寄せられた。これは8年前の6倍以上の数字だという。また、警察庁でも、99年全国の警察が事件として扱った子どもの虐待の件数は120件、そのうち死亡したケースは45人を数えた、と発表した。こうした統計を取ることで自体が初の試みだという事実、日本における対応の遅れが端的に表れている。

先の数字は、真の実態の「氷山の一角」に過ぎない。だが、子どもの虐待に比べ、さらに潜在化しているのがドメスティックバイオレンスの被害であり、このふたつの問題は密接にリンクしている。残念ながら、日本ではその接点について指摘する声が少ないことは、先述したとおりである。

一方、60年代から対策が進められてきたアメリカでは、1995年の一年間だけで少なくとも1215人の子どもが虐待及びネグレクトが原因で死亡したという驚くべき数字も報告されている。虐待のため子どもが死に至る割合は10年前に比べ39%も上昇している。(注4) この事実は、従来の対策が有効に働いていないということの意味するのではないだろうか。子どもの虐待をドメスティックバイオレンスの側面から捉えた対策が、近年、積極的に進められてきた背景にも、こうしたジレンマが見え隠れする。

犠牲となった子どもたちが、次世代のDVや子どもの虐待の加害者となり、さらに悲劇が再生産される、という悪循環が社会を蝕んでいく。問題の根本が家庭にある以上、早急に対策を進めなければ、日本もアメリカの二の舞になってしまうのだ。

事実、最近、日本社会を震撼させた凶悪犯罪の中にも、DV家庭に育った子どもたちの悲劇を思い起こさせるものが少なくない。

たとえば、長崎で起こった「保険金殺人事件」はどうだろうか。保険金欲しさに、事故死に見せかけて我が子を殺害した山口礼子被告は「鬼母」との見方が一般的だが、事件の背景には礼子の愛人であった外尾被告の長年にわたるDVがあったという。前妻とも暴力が原因で離婚した外尾被告は、礼子ばかりか彼女の子どもたちにも暴力をふるっていた。1億円以上の大金を貢がせ、礼子の家族をも脅迫した外尾被告は、典型的なバタラーだったのだ。

礼子の顔は始終腫れ上がっており、松葉杖をついていたこともあった。殺された吉則くんもよく顔にあざをつくっており、不審に思った教師が問いただしても、「兄とけんかをした」と答えるだけだったという。バタラーに命じられるまま、我が子の命を奪うところまで追いつめられた山口被告。もちろん、理由はどうあれ殺人を犯した罪は重い。だが、彼女もDVの被害者であり、それが子どもの虐待や殺害にまで発展したという哀れな側面も無視できないのではないだろうか。

また、京都の日野小学校で児童(中村俊希くん)を殺害し、その後、飛び降り自殺した21歳の浪人生、岡村浩昌の家庭にも激しい暴力があったと報道されている。父親は10年ほど前に

亡くなっているが、生前、家族に暴力をふるっていたという。父親の死後、今度は長男が母親を殴るようになり、母親はアルコール依存に陥る。かつては明るい少年だった次男・浩昌もそんな家庭環境の中で傷つき、無表情で無口になっていく。やがて登校拒否から高校を留年。大学受験にも失敗した。犯人が逝った今、事件の真相や動機は闇の中だが、岡村家の家庭内の問題が事件の遠因になったことは容易に推測されるのである。

こうした事件の報道には、ドメスティックバイオレンスや暴力の連鎖、再生産という視点を持つものはほとんどない。問題の本質が見えなければ、犯罪を防止することはできず、同じような悲劇が繰り返される。家庭内の暴力が凶悪犯罪を生む土壌になるという認識を社会全体が持ち、警察、司法、医療も含めた関連機関が協力して問題解決へ取り組むことが強く求められているといえよう。

日本における問題意識の低さを示す例として、「夫・恋人からの暴力を考える研究会」が、1998年秋、大阪府下のDV関係施設を対象に行った調査報告を紹介しよう。98年秋といえば、DV問題に関する一般報道も増え、DVという言葉も知られるようになった頃だが、「DVという言葉を知っているか」との問いに、「知っている」と答えた児童相談機関は約75%にとどまった。つまり、四分の一の児童相談機関ではDVについての知識が皆無であったことになる。また、「施設内でDVが話題になったことがある」児童相談機関は全体の約半数に過ぎなかったのだ。(注5)

さらに、「DVに対応した経験がある」児童相談機関は全体の65%にのぼるものの、「自分の施設で対応した」のは12.8%で、「何もしなかった」施設も5%あった。何もしなかった理由としては、「児童のみを対象としており親がDVであっても直接介入することはできない」「介入するほど重要な問題ではなかった」などがあげられている。

この調査では、児童相談機関の内部でDVに対する理解は進んでいないことが浮き彫りになった。また、子どもの虐待やDV被害の援助において重要な役割を持つ医療機関、保健所、福祉事務所でも、DVに対する意識は総じて低かったことも付け加えておきたい。

DVや子どもの虐待、ストーカー行為などは、それぞれが別々の問題なのではなく、互いに深くリンクした犯罪であることを、関係者はしっかりと認識する必要があるといえよう。関連機関において相互理解が広がり、救援ネットワークが構築されることが、今後の大きな課題となることは疑う余地もない。そのためにも実態を明らかにし、社会に喚起を促すことが肝要となる。

本調査では日本の実態の一端を伺い知ることができた。サンプル数が少なかったにも関わらず、欧米の研究結果とほぼ似通った数値が得られたことは、DV問題には国境がないことを確認する意味で興味深く、また、今後の調査の励みにもなった。質問の内容、選択肢、調査の方法などを再考し、次の広範囲な調査へとつなげていきたい。

(文責・梶山)

注1・Holden, G., Geffner, R., & Jouriles, E (1998) : Children Exposed to Marital Violence, American Psychological Association

注2・『夫(恋人)からの暴力』についての調査研究報告書(1996) 夫(恋人)からの暴力調査研究会

注3・『夫・恋人（パートナー）等からの暴力について』調査報告書（1998） フェミニスト
カウンセリング堺

注4・ Lung CT, Daro D. Current Trends in Child Abuse Reporting and Fatalities: The Results
of the 1995 Annual Fifty State Surevy. Chicago: National Committee to Prevent Child Abuse.
1996

注5・「夫・恋人からの暴力を防ぐためのネットワークに関する調査報告書」（1999） 夫・恋人
からの暴力を考える研究会

代表研究者 友 田 尋 子
梶 山 寿 子

共同研究者 坂 なつこ
玉 上 麻 美
誉 田 貴 子

付録

アンケート用紙

ドメスティック・バイオレンス調査のお願い

親密な関係にあるパートナーからの暴力（身体的、精神的、経済的、性的なものを含む）をドメスティック・バイオレンスと呼びます。この暴力は深刻な犯罪であると同時に、重大な社会問題です。

暴力・虐待の被害はパートナーだけでなく、その子どもにも及びます。また、本人が直接被害を受けなくとも、ドメスティック・バイオレンスのある家庭で育ち、親が暴力を受けるのを目撃した子どもたちは、心に大きな傷を負います。さらに、それが次世代の暴力へとつながっていることが、欧米の研究などで明らかにされているのです。

日本でもようやく児童虐待の問題がクローズアップされてきましたが、ドメスティック・バイオレンスと児童虐待は密接に関連しており、このふたつを切り離して考えることはできません。青少年の犯罪についても同様です。しかし、残念ながら日本社会において、ドメスティック・バイオレンスと子どもたちの直面する問題の関連性を指摘する声は少なく、それを実証する本格的な調査・研究も行われておりません。

「暴力の連鎖」を断ち切るために、私たちができること、やらねばならないことは何か。——この問題について考察を進め、具体的な対策の参考とするため、アジア女性基金の委託を受け、ドメスティック・バイオレンスと子どもの被害の事態を目的で本調査を行うことになりました。これが暴力のない社会を実現するための小さな第一歩になればと、研究者一同、祈るような気持ちです。

質問には答えにくい内容も含まれておりますが、できる範囲でお答えいただければ結構です。この調査はあくまで研究のために行うものであって、プライバシーは厳守されることをお約束いたします。

趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

調査スタッフ代表 大阪市立大学 看護短期大学助教授 友田尋子
ジャーナリスト 梶山寿子

連絡先 〒545-0051 大阪市阿倍区旭町1-5-17
大阪市立大学看護短期大学部 友田研究室
TEL&FAX : 06-6645-3538

このアンケートは パートナー（元 内縁）、恋人などから暴力を受けている、または、受けていた方にお尋ねします。本調査では「暴力」を次の4つに分類し、定義しています

- 1 殴る蹴るなどの身体を加えられる暴力
- 2 罵ったり、中傷されたりする精神的暴力
- 3 意思に反し、セックスを強要されるなどの性に関する暴力
- 4 社会的に孤立されられたり、生活費を渡さないなどの経済的・社会的暴力

ただし、これらの分類はあくまでも便宜上のものでありますから、判断がつかない場合には、「その他」の欄などに自由にご記入ください。

回答方法ですが、質問の後に番号が並んでいる場合には、番号のところに○をつけてください。「あてはまるものすべてに」とある質問には、いくつでも○をつけてください。

() の場合には () 内にご記入ください。

あなたの答えられる範囲でできるだけ詳しくご回答下さい。アンケートは無記名ですし、プライバシーは厳守します。

回答が終わりましたら、添付の封筒に入れて密封し、お帰りの際アンケート回収係にお渡しください。

Ⅰ. はじめにあなた自身についてお聞きします。

- [1] あなたの性別は ①女性 ②男性
- [2] あなたのお住まいは () 都 道 府 県
- [3] 現在のあなたの年齢は (満年齢) () 歳
- [4] あなたの最終学歴は
①小学校卒 ②中学校卒 ③高校卒 ④専門学校卒 ⑤短大卒
⑥大学・高専卒 ⑦大学院卒 ⑧その他 ()
- [5] あなたの現在の職業は
①主婦 (夫) 業 ②学生 ③常勤またはフルタイム勤務 ④パート・アルバイト・臨時勤務
⑤働いていない ⑥その他 ()
- [6] あなたは現在 暴力をする、またはしていた相手と
①結婚届を出して結婚し同居している ②結婚届を出して結婚し別居している
③内縁・事実婚として結婚し同居している ④内縁・事実婚として結婚し別居している ⑤離婚した
⑥死別した ⑦恋人として同居している ⑧恋人として付き合っている ⑨恋人だったか別れた
⑩その他 ()
- [7] あなたに暴力をふるう (ふるった) 相手の職業は
①会社員 ②公務員 ③専門職 (弁護士、医師など) ④教育職 ⑤パート・アルバイト・臨時勤務
⑥主婦 (夫) 業 ⑦働いていない ⑧学生 ⑨その他 ()

Ⅱ. あなたが受けているまたは受けていた暴力についてお聞きします。

- [1] 暴力を振るっている、または振るっていたのはだれですか。
()
- [2] 暴力について、経験のあるものすべてに○をつけてください。
1. 身体的暴力
- ①平手やげんこつで殴る ②物で殴る ③蹴る ④胸ぐらをつかむ ⑤腕をねじ上げる ⑥突き飛ばす
⑦首を絞める ⑧縛り付ける ⑨髪を引っ張る ⑩たばこの火を押しつける・火傷させる
⑪刃物などで刺す ⑫その他 ()
2. 精神的暴力
- ①物を壊す ②大切な物・人・ペットを傷つける ③罵る・中傷する ④刃物などを突きつける
⑤何を言っても相手にせず、無視する ⑥殺す、死んでやるなどと脅迫する
⑦「食わせてやっている」といわれる ⑧暴力を振るうふりをして、脅す
⑨その他 ()
3. 性的暴力
- ①望まないセックスを強要する ②不快な・屈辱的な性行為を強要する
③避孕に協力しない ④中絶を強要する ⑤中絶を拒む ⑥ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
⑦自分が他の人と性的関係あることをほめかす・公言する ⑧他の人との性的関係を疑う

⑨その他 ()

4. 社会的・経済的暴力

①生活費を渡さない・家計の管理を独占する ②仕事・社会的活動を制限・妨害する

③持ち物を勝手に点検する ④手紙や電話を制限する ⑤外出を制限する

⑥尾行する、外出先で待ち伏せする

⑦その他 ()

[3] あなたが受けた暴力でもっとも酷かった暴力はどのような暴力でしたか。

()

[4] 暴力はいつからですか。 () 年頃から

[5] はじめての暴力が起こったきっかけは何でしたか。

()

[6] その後も続きましたか。 ①はい ②いいえ ③その他 ()

「はい」の場合、 () 年間続いている (続いた)。

[7] どの位の割合で暴力がおこりますまたはおこりましたか。

①毎日 ②週に2～3回程度 ③週に1回程度 ④月に数回 ⑤月に1回程度 ⑥年に数回

⑦その他 ()

[8] 暴力を受けているとき、あなたはどのようにしていましたか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

①逃げようとした ②逃げた ③何もなかった ④何もできなかった ⑤我慢した

⑥抵抗した ⑦自分の身体を守ろうとした

⑧その他 ()

[9] 暴力によってあなたにどのような影響がありましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 身体的外傷

①あざ・打ち身 ②あざの残らない痛み ③裂傷・切り傷 ④骨折など骨の損傷

⑤ねんざ ⑥歯が折れた・欠けた ⑦失神・気を失った ⑧火傷 ⑨鼓膜が破れた

⑩鼻出血 ⑪吐き気・おう吐 ⑫性器・肛門の異常 (めづみ、腫れ、性病など)

⑬頭痛 ⑭慢性的疲労 ⑮自律神経失調症 (めまい、血圧の変動など)

⑯その他 ()

2. 精神的外傷

①極度のストレス ②不安感 ③ノイローゼ・悪夢 ④萎縮・おびえ ⑤自己評価の低下

⑥他者への暴力がはじまった・増加した ⑦自殺未遂 ⑧何も感じなかった

⑨その他 ()

[10] あなたの子どもの頃についてお聞きします。家庭内で父親が母親に暴力を振るったことを記憶していますか。

①記憶している ②記憶していない ③わからない ④その他 ()

[11] あなたは子どもの頃、家庭の中でだれかに暴力を振るわれたことがありましたか。

①ある ②ない ③覚えていない ④その他 ()

「ある」とお答えのあなたは、以下の質問にもお答えください。

【12】暴力を振るった人は誰ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。また、もっともひどい暴力を振るった人には◎をつけてください。

- ①父親 ②母親 ③義父 ④義母 ⑤兄弟 ⑥姉妹 ⑦祖父 ⑧祖母 ⑨その他
()

【13】それはどのような暴力、虐待でしたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 身体的暴力

- ①平手やげんこつで殴る ②物で殴る ③蹴る ④胸ぐらをつかむ ⑤腕をねじ上げる ⑥突き飛ばす
⑦首を絞める ⑧縛り付ける ⑨髪を引っ張る ⑩たばこの火を押しつける・火傷させる
⑪その他 ()

2. 精神的暴力

- ①物を壊す ②大切な物・人を傷つける ③罵る・中傷する ④何を言っても相手にせず、無視する
⑤刃物などを突きつける ⑥殺す、捨てるなどと脅迫する ⑦暴力を振るうふりをして、脅す
⑧兄弟姉妹間で差別する
⑨その他 ()

3. 性的暴力

- ①性器をさわる ②性行為を強要する ③大人の性器を見せる ④大人の性器に触らせる
⑤親密なキスをする ⑥のぞき ⑦ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
⑧その他 ()

4. 養育の放棄・拒否

- ①食事を与えない ②医療を受けさせない ③外出を制限する ④家に入れない
⑤その他 ()

Ⅲ. お子さんのいらっしゃる方に、あなたのお子さんについてお聞きます。

【1】あなたが暴力を受けている場面を、子どもが目撃したことはありますか。

- ①ある ②ない

【2】それは子どもが何歳のころからですか。 () 歳

【3】どの位の割合で目撃していますか。

- ①毎日 ②週に2～3回程度 ③週に1回程度 ④月に数回 ⑤月に1回程度 ⑥年に数回 ⑦その他
()

【4】あなたが暴力や虐待を受けているとき、子どもはどうしていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ①止めに入った ②逃げようとした ③逃げた ④何もしなかった ⑤何もできなかった
⑥見て見ぬ振りをした ⑦気づかなかった ⑧その他 ()

【5】あなたに暴力を振るっている、または振るっていたパートナー・恋人は、子どもに対して暴力を振ったり、虐待をしたことがありますか。

- ①ある ②ない

【6】それはいつからですか。 () 年前から

[7] 子どもへの暴力が始まったきっかけは何でしたか。

()

[8] その後も続いていますか。 ①はい ②いいえ ③その他 ()

[9] どのくらいの割合で暴力が起こりますか。

①毎日 ②週に2～3回程度 ③週に1回程度 ④月に数回 ⑤月に1回程度
⑥年に数回 ⑦その他 ()

[10] 子どもへの暴力や虐待はどのような暴力ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 身体的暴力

①平手やげんこつで殴る ②物で殴る ③蹴る ④胸ぐらをつかむ ⑤腕をねじ上げる ⑥突き飛ばす
⑦首を絞める ⑧縛り付ける ⑨髪を引っ張る ⑩たばこの火を押しつける・火傷させる
⑪その他 ()

2. 精神的暴力

①物を壊す ②大切な物・人を傷つける ③罵る・中傷する ④何を言っても相手にせず、無視する
⑤刃物などを突きつける ⑥殺す、捨てるなどと脅迫する ⑦暴力を振るうふりをして、脅す
⑧兄弟姉妹間で差別する ⑨その他 ()

3. 性的暴力

①性器にさわる ②性行為を強要する ③大人の性器を見せる ④大人の性器に触らせる
⑤親密なキスをする ⑥のぞき ⑦ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
⑧その他 ()

4. 養育の放棄・拒否

①食事を与えない ②医療を受けさせない ③外出を制限する ④家に入れない
⑤その他 ()

[11] 子どもの身体にはどのような影響がありましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

①あざ・打ち身 ②あざの残らない痛み ③裂傷・切り傷 ④骨折など骨の損傷 ⑤ねんざ
⑥歯が折れた・欠けた ⑦失神・気を失った ⑧火傷 ⑨鼓膜が破れた ⑩鼻出血 ⑪発熱
⑫吐き気・おう吐 ⑬成長不良の徴候(極端こやせているなど)
⑭性器・肛門の異常(ゆれ、腫れ、性病など) ⑮頭痛 ⑯慢性的疲労
⑰その他 ()

[12] 子どものこころにはどのような影響がありましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

①引きこもり、友人が少ない ②家出 ③自殺未遂 ④学校の成績が低下する ⑤過食症・拒食症
⑥ずる休みをする(不登校) ⑦仲間や年少者、動物をいじめたり、傷つけたりする
⑧過度に人目を引きたがる ⑨幼稚的行動こでる(おしゃぶり、夜尿症など) ⑩片親への執着
⑪発達の遅れ(言葉が遅い、学習障害など) ⑫悪夢をみたり、睡眠障害(不眠など)を訴える
⑬多動(落ち着きがないなど) ⑭恐怖心を持つ ⑮売春 ⑯過度にマスターベーションをする
⑰その他 ()

[13] 子どもに被害があることで、誰かに相談したことはありますか。相談した人や相談先について、あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- ①両親 ②舅・姑 ③兄弟姉妹 ④友人・知人 ⑤その他の知り合い ()
⑥警察 ⑦弁護士 ⑧婦人相談所 ⑨福祉事務所 ⑩病院 ⑪シェルター ⑫児童相談所
⑬その他の公的機関 ()
⑭民間の相談機関 ()
⑮電話相談 ()
⑯相談したことはない

[14] その時の相談での対応についてご記入下さい。

()

ご記入下さいましたあなたの勇気に感謝いたします。ありがとうございました。

以下の欄では アンケートについての感想やご意見など、ご自由にお書き下さい。

ご協力に深く感謝いたします。

アンケートは添付の封筒に入れて密封し、お帰りの際ご回収箱にお渡しください。

* * * * *

最後に、今後もアンケート調査や聞き取り調査にご協力いただける方は、お手数ですが、ご連絡先をご記入くださるようお願いいたします。プライバシーは厳守いたします。

ご氏名

ご連絡先

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々への国民の償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月発足いたしました。以来政府と国民の協力によって、具体的な事業を実施してまいりました。

そのひとつは、元「慰安婦」の方々への国民的な償い事業です。それは、1) 元「慰安婦」の方々の苦悩を受け止め心からの償いを示す事業、2) 国としての率直なお詫びと反省の表明、3) 政府の資金による医療・福祉支援事業です。この償い事業については、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで進めています。

同時に、ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）や人身売買など、女性に対する暴力や人権侵害によって苦しむ方々が、まだまだたくさんいます。アジア女性基金では、女性に対する暴力のない社会を目指して、今日的な女性問題の解決のために、以下のようなさまざまな事業に取り組んでいます。

- 女性に対する暴力のない社会を目指す啓発活動
- 女性が今日直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するメンタルケアの開発など

基金の事業や活動についてのお問い合わせ、出版物のリストなどをご希望の方は、下記の住所にご連絡ください。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル
TEL: 03-3583-9322/9346 FAX: 03-3583-9321/9347
Home Page: <http://www.awf.or.jp> e-mail: dignity@awf.or.jp